

都道府県推進計画

都道府県名	福島県
-------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日
------	----------------------------------

平成 26 年度末までに都道府県計画に則して実施した活性化事業の総括・評価

(1) 消費生活相談体制等

○市町村

・市町村立消費生活センターの設置促進、市町村相談窓口の機能強化に努めた結果、次とおりとなった。

①管内全市町村で消費生活相談窓口が設置され、相談窓口の空白地域が解消された。

②消費生活センター設置自治体も平成 20 年度より 2 自治体増加し、平成 26 年度時点で 5 市になった。

○都道府県

・センター相談対応機能の強化のために、相談対応時間を拡大し、従来の電話相談受付時間 9:00～17:00 を 9:00～18:30 に拡大した。また、休日相談業務を開始し、毎月第 4 日曜日に法律専門家による相談を実施。

・消費生活相談員の研修受講機会の確保のために、外部講師による研修会を開催。(平成 21 年～26 年)

・相談窓口のワンストップ化による相談者の利便性向上のため、県消費生活センター等に弁護士、司法書士、ファイナンシャルプランナーを定期的に配置。(平成 21 年～26 年)

・相談電話の機能強化による電話相談体制の充実 (平成 25 年度)

・県内市町村体制強化への支援として

① 消費生活相談窓口開設・消費生活相談員設置への働きかけ実施

② 消費生活相談窓口を開設しようとする市町村への技術指導

(職員・相談員を派遣してのセンター運営業務に関する指導の実施)

③ 市町村立消費生活センターとの連携強化・研修会の開催

④ 市町村職員向け研修会の開催

⑤ 消費者被害事案の市町村への情報伝達

⑥ 活性化事業に取り組む市町村への事業費の助成 (活性化交付金の交付)

を行った。

○その他

・事業者指導や法令等の執行体制の強化として 法令等の適正な執行のため、実地調査を実施した。(平成 21 年～26 年)

・県内の相談件数について、平成 26 年度は以下のとおりとなっている。

福島県	福島市	郡山市	いわき市	会津若松市	伊達市	合計
5,877	1,213	1,623	1,805	949	582	12,049

(2) 消費者啓発・教育事業

○市町村

- ・各自治体でも、窓口強化を図り、消費者被害防止のため、様々な手法を用いて啓発事業を行った。

○都道府県

東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故に便乗した悪質商法等の被害に遭わないよう、引き続き啓発強化に努めたほか、消費者の身近なところで食品等の放射性物質を検査する体制を整備し、消費者の食品等放射能不安に対する食の安全・安心の確保を図った。また消費者が風評に惑わされることなく、豊かな消費生活が送れるよう以下のとおり取り組んだ。

- ・消費生活センター拡充にともない、センター内展示機能の充実強化を図った。(平成 21 年～22 年)

・県民各層の身近な場における消費生活に関する知識の普及を図るため、行政機関や各種団体からの講師派遣要請に応じて職員や消費生活相談員を派遣し、高齢者向け講座や若者向け講座等対象者に合わせて出前講座を実施した(平成 21 年～26 年)

- ・高齢者向け、若者向けの啓発資材を作成するなど、高齢者・若年者等に対する啓発活動を実施した。(平成 21 年～26 年)

・マスメディアを活用した広報啓発や消費生活情報誌の発行などを行い、自立した消費者育成のための啓発機能の強化を図った。(平成 21 年～26 年)

- ・県内消費者団体の活動・交流の機会を確保し、消費者団体の活動の促進・支援を行った。

・自立した消費者育成のための啓発機能の強化を図った。(平成 21 年～26 年)

・国、市町村、関係団体等との連携・協働により、消費者教育を体系的・効果的に推進していくため、「福島県消費者教育推進計画」を策定した。

(3) 東日本大震災への対応（食の安全・安心）

○市町村

- ・各自治体でも、自家消費野菜等の放射能検査体制の充実・強化を図った。

・食の安全・安心確保に寄与するため、各自治体でも食の安全・安心に関する講演会等を実施した。

- ・風評被害の防止のために、各自治体でも風評対策事業を実施した。

○都道府県

・「食の安全・安心アカデミーシンポジウム」を開講し、のべ 2,209 人の参加者の安全・安心確保に寄与した。(平成 23 年～26 年)

・「食と放射能に関する説明会」を開講し、のべ 7,713 人の参加者の安全・安心確保に寄与した。(平成 24 年～26 年)

・県内における自家消費野菜等の放射能検査体制の充実・強化を行い、消費者の身近な場所でのべ 40 万件以上の検査を実施することで、地域住民の安全・安心確保に寄与した。(平成 23 年～26 年、実施数は平成 24 年 4 月～平成 26 年 11 月の集計)

- ・消費者と生産者の交流事業により風評対策を実施した。(平成 25 年～26 年)

「地方消費者行政強化作戦」への対応

＜政策目標1＞相談体制の空白地域の解消

- ・平成26年4月1日で相談窓口の空白地域にについては解消済みである。

＜政策目標2＞相談体制の質の向上

2-1 消費生活センター設立促進

- ・平成27年度当初、消費生活センターは人口5万人以上の9市のうち5市となっている。このため、消費生活センター未設置市町村に対し消費生活相談窓口のセンター化や、消費生活相談窓口の広域連携による消費生活センター設置を働きかける。

2-2 管内自治体の50%以上に相談員を配置

- ・平成27年度当初は消費生活相談員配置自治体が11市（うち5市は消費生活センター）であったことから、相談体制の充実強化を図るため、広域連携による消費生活相談員配置を各市町村に働きかけ15市町村となった。平成28年度以降も含め、より積極的に働きかけを行う。
- ・平成32年度までには59市町村のうち35市町村以上に消費生活相談員が配置されるよう、消費生活相談員となりうる人材の育成について研修等を実施する。

2-3 消費生活相談員の資格保有率を75%以上に引き上げ

- ・平成27年度当初は消費生活相談員の資格保有率が43.6%となっている。消費生活相談員の資格保有率を引き上げるため、県が資格を保有していない市町村の消費生活相談員を対象とした研修会を開催するとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する。

2-4 消費生活相談員の研修参加率を100%に引き上げ（各年度）

- ・平成27年度当初は管内の消費生活相談員の研修参加率は84.6%となっている。消費生活相談員の研修参加率を100%に引き上げるため、国民生活センターが実施する研修の周知、基金による旅費等の財政支援、消費生活相談員が研修に参加しやすい環境の整備等を進めるとともに、県が市町村の全消費生活相談員を対象として、専門研修を開催し、消費生活相談員の研修参加を奨励する。

＜政策目標3＞適格消費者団体の空白地域解消

- ・平成27年3月現在存在しない。消費者団体の連絡協議会を通し、各種研修会、出前講座等団体の資質向上を図り、将来適格消費者団体になり得るような団体に育てていく。

＜政策目標4＞消費者教育の推進

- ・平成26年1月に福島県消費者教育推進地域協議会を設置した。平成26年12月に福島県消費者教育推進計画を策定した。

＜政策目標5＞「見守りネットワーク」の構築

- ・人口5万人以上の市では、既に高齢者見守り等ネットワークがあることから、消費者被害防止の観点からの取組もなされるよう、連携等を働きかけるとともに、活動を支援していく。
- ・市町村の見守りネットワークや地域協議会の体制整備の支援をしていく。

消費者行政推進の方針

＜平成27年度から平成29年度までの方針＞

- ・管内市町村の消費生活相談体制の水準の向上に向けた取組の支援を継続的に実施。
- ・センター相談対応機能の強化のために拡大した体制を維持していく。
- ・消費生活相談員の研修受講機会の確保のために、専門家による研修会の開催を行う。
- ・相談窓口のワンストップ化による相談者の利便性向上のため、県消費生活センター等に弁護

士、司法書士、ファイナンシャルプランナーを定期的に配置する。

・県内市町村体制強化への支援として

①消費生活相談員配置への働きかけ実施

②消費生活相談窓口を開設しようとする市町村への技術指導

(職員・相談員を派遣してのセンター運営業務に関する指導の実施)

③市町村立消費生活センターとの連携強化・研修会の開催

④市町村職員向け方部別研修会の開催

⑤消費者被害事案の市町村への情報伝達

⑥活性化事業に取り組む市町村への事業費の助成(活性化交付金の交付)

を引き続き行う。

・消費生活と経済社会の変化に伴い、年々多様化・深刻化する消費者被害から消費者の安心を確保するために、これまでの体制強化の取組みに加え、消費者トラブルの未然防止のための取組みを強化していく。

・消費者トラブルの未然防止に向けては、消費生活に関する知識を習得し、震災等の経験も踏まえて、適切な行動に結びつける実践的能力を有し、自ら考え、自ら行動する自立した消費者の育成が重要であるため、平成26年度の福島県消費者教育推進計画策定を契機として、消費者教育を強力に進めるため、消費者教育関係事業を実施する。

・行政機関や各種団体からの講師派遣要請に応じる職員や消費生活相談員を派遣し、高齢者向け講座や若者向け講座等対象者に合わせて出前講座を実施する。

・高齢者向け、若者向けの啓発資材を作成するなど、高齢者・若年者等に対する啓発活動を実施する。

・消費者教育を幼児期から高齢期までの各段階の特性に配慮して実施する。

・学校等への消費者教育の支援を行っていく。

・マスメディアを活用した広報啓発や消費生活情報誌の発行などを行い、自立した消費者育成のための啓発機能の強化を図る。

・県内消費者団体の活動・交流の機会を確保し、消費者団体の活動の促進・支援を行った。

・食の安全・安心についての消費者の理解を深めていく。

・食品中の放射能について、消費者が安全性を確認できるようにする。

・県民の消費生活の安定と向上を確保する。

・県内外の消費者が、自ら安全な食品の選択が可能となるように支援する。

・法令違反の未然防止のため、関連法の周知徹底を図る。

<平成30年度以降の方針>

・平成29年度までに整備した管内市町村の消費生活相談体制を維持する。

・東日本大震災や東北電力福島第一原子力発電所の事故に便乗した悪質商法や増加しているなりすまし詐欺等の他、多様化する消費者問題に遭わないよう、引き続き啓発強化に努めるほか、消費者の身近なところで消費者の食品等に対する食の安全・安心の確保を図る。

・消費者が風評に惑わされることなく、豊かな消費生活がおくれるよう対策を行う。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標

・管内市町村の消費生活相談体制の水準の向上に向けた取組の支援を継続的に実施。

・センター相談対応機能の強化のために拡大した体制を維持していく。(平成27年度～29

年度)

- ・消費生活相談員の研修受講機会の確保のために、外部講師による研修会の開催を行う。
(平成27年度～29年度)
- ・相談窓口のワンストップ化による相談者の利便性向上のため、県消費生活センター等に弁護士、司法書士、ファイナンシャルプランナーを定期的に配置する。(平成27年～29年)
 - ・県内市町村体制強化への支援として
 - ① 消費生活相談員配置への働きかけ実施
 - ② 消費生活相談窓口を開設しようとする市町村への技術指導
(職員・相談員を派遣してのセンター運営業務に関する指導の実施)
 - ③ 市町村立消費生活センターとの連携強化・研修会の開催
 - ④ 市町村職員向け方部別研修会の開催
 - ⑤ 消費者被害事案の市町村への情報伝達
 - ⑥ 活性化事業に取り組む市町村への事業費の助成 (活性化交付金の交付)

を引き続き行う。(平成27年度～29年度、相談員の市町村支援については平成27年度～30年度)

 - ・消費生活と経済社会の変化に伴い、年々多様化・深刻化する消費者被害から消費者の安全を確保するために、これまでの体制強化の取組みに加え、消費者トラブルの未然防止のための取組みを強化していく。(平成27年度～29年度)
 - ・消費者トラブルの未然防止に向けては、消費生活に関する知識を習得し、震災等の経験も踏まえて、適切な行動に結びつける実践的能力を有し、自ら考え、自ら行動する自立した消費者の育成が重要であるため、福島県消費者教育推進計画に基づき、消費者教育関係事業を実施する。(平成27年～35年)
 - ・行政機関や各種団体からの講師派遣要請に応じて職員や消費生活相談員を派遣し、高齢者向け講座や若者向け講座等対象者に合わせて出前講座を実施する。(平成27年～29年度)
 - ・高齢者向け、若者向けの啓発資材を作成するなど、高齢者・若年者等に対する啓発活動を実施する。(平成27年～29年度)
 - ・マスメディアを活用した広報啓発や消費生活情報誌の発行などを行い、自立した消費者育成のための啓発機能の強化を図る。(平成27年～29年)
 - ・県内消費者団体の活動・交流の機会を確保し、消費者団体の活動の促進・支援を行う。
 - ・自立した消費者育成のための啓発機能の強化を図る。(平成27年～29年)
 - ・学校等への消費者教育の支援を行っていく。(平成28年～34年)
 - ・食の安全・安心についての消費者の理解を深めるため放射能や食の安全をテーマとした説明会等を行う。(平成27年～31年度)
 - ・県内における自家消費野菜等の放射能検査体制の充実・強化を引き続き行っていく。(平成27年～31年度)
 - ・県民の消費生活の安定と向上を確保するため、相談窓口に寄せられた苦情・相談を分析し、警察等の情報収集を通じて被害を未然に防止するとともに事業者の法令違反にかかる調査や法令執行を行うことで消費生活における取引の適正化を図る。(平成27年度～29年度)
 - ・県内外の消費者が不正確な情報や思い込みに惑わされることが無いよう、消費者と生産者の交流を行うなどにより風評払拭を図る。(平成27年～33年度)

その他特記事項

- ・ 都道府県と市町村が連携を行い、効率的で適切な消費生活相談への対応を行う。

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	福島市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務 110 番を新たに設置し、相談員を 2 名体制から 3 名体制とした。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・消費生活相談窓口の広報・周知強化のため、啓発パンフレット・チラシを作成し、講座等で市民に配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・出前講座等の充実を図るため、参考図書やビデオ等教材を購入した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・相談員のレベルアップを図るため、国民生活センター等が主催する研修に参加した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・相談体制の円滑化を図るため、機材・設備等の充実を図った。(平成 21 年度～平成 25 年度) ・食の安全安心を守るため、食品等簡易放射能測定器を市内に配備し、検査体制の充実を図った。(平成 24 年度～平成 26 年度) ・食品と放射能に関する講座等を開催し、放射能の正しい知識の習得を図った。(平成 24 年度～平成 26 年度) ・家庭からの省エネルギー推進を図るため、節電行動を把握するための省エネナビを購入した。(平成 25 年度) ・高齢者の安全安心を確保するため、高齢者の消費者トラブルを防止するための事業を開催した。(平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の研修参加を支援したことにより、あっせん解決件数が平成 21 年度の 30 件 (全体の 2%) に対し、平成 25 年度には 88 件 (全体の 8%) となり、相談の対応能力や質が向上した。 ・平成 22 年度から新たに多重債務 110 番を開設したことにより、平成 25 年度には多重債務の相談が 61 件寄せられるなど、減少傾向ではあるが市民に定着しつつある。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度は消費生活相談員の資格保有率が 67% だが、資格保有率を 100% とするため、国民生活センターの研修に参加させることで相談員のレベルアップを図るとともに、資格取得を奨励する。 ・平成 26 年度の消費生活相談員の研修参加率は 100% だが、平成 27 年度以降もこれを維持するため、行政職員も消費生活相談を積極的に受け付け、研修を受けやすい環境を整える。 <p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p>

	<p><u>＜政策目標5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <p>・既存のネットワークを活用し、見守りネットワークの構築を進める。</p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成27年度から平成29年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談体制を維持・強化するため、現状の消費生活相談員3名体制を維持し、積極的に研修に参加することで、相談員のレベルアップを図る。 ・消費者被害未然防止のため、より効果的な啓発事業を実施していくほか、高齢者や若年者への消費者教育に取り組む。 ・食と放射能の安全安心を確保するため、放射能についての正しい知識について市民への情報提供を継続する。 <p>＜平成30年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金活用期間経過後も、現在の相談体制を維持するため、相談員の人物費や研修参加費などの継続を目指す。 ・基金活用期間経過後は、啓発事業について、より効果的な啓発方法を検討しながら、事業の精査を行う。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談員3名体制の維持を目指す。(平成27年度～平成30年度) ・相談員の相談対応能力強化のため、国民生活センターなどが主催する研修に積極的に参加することで、相談員のレベルアップを図る。(平成27年度～平成29年度) ・消費者被害未然防止のため、より効果的な啓発事業を実施していくほか、消費者教育に取り組む。(平成27年度～34年度) ・食と放射能の安全安心を確保するため、放射能についての正しい知識について市民への情報提供を継続する。(平成27年度～)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	会津若松市
-------	-----	------	-------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談員の研修参加を支援、また、弁護士を招き、事例検討会を実施した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 参考図書・事務用機器等を整備した。(平成 22 年度～平成 24 年度) ・ コミュニティエフエムやバス広告等を利用し、消費生活センターの窓口の PR を行った。(平成 23 年度～平成 25 年度) ・ 消費者被害防止のためのチラシを作成し、市内の全戸に配布した。(平成 21 年度) ・ 出前講座の教材の充実を図った。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 小中学生・新成人・高齢者等、対象者に応じたパンフレットを配布し、被害防止を図った。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・ 会津若松市多重債務者対策庁内連絡会議を設置し、多重債務者対策に関する府内の連携の強化を図った。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・ 食品等の放射性物質を検査する体制を整備した。(平成 24 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士との事例検討会の実施及び研修参加の支援により、消費生活相談員のレベルアップを図った。 ・ これまで、相談室として相談対応を行っていたものを P I O - N E T の配置、事務用機器の整備により、平成 23 年度より消費生活センターとして相談にあたっている。 ・ 出前講座の実施回数が増加した。(平成 26 年 4 月～11 月…13 回) ・ 市民等から持ち込みされた食品等の放射性物質の検査を平成 24 年度 1375 件、平成 25 年度 579 件、平成 26 年度(9 月まで) 234 件行った。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口設置済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度に消費生活センターとして相談にあたっている。 ・ 弁護士との事例検討会の実施及び研修参加支援により、消費生活相談員のレベルアップを図った。 ・ 平成 21 年度より、消費生活相談員の国民生活センター研修参加率が 100% であるので、今後も維持していく。

	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度の消費生活相談員の資格保有率が 50% であるので、弁護士との事例検討会の実施・研修参加支援により、消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、資格保有率 100% を目指していく。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p>
	<p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 他市町村の動向をみて研究していく。
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者教育・啓発に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施する。 平成 27 年度に消費生活相談員の処遇改善を図り、相談員の報酬を引き上げる。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者教育・啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、基金活用期間経過後も行う事業を精査していく。 相談員の研修参加支援・弁護士との事例検討会等を継続し、相談体制の質を維持する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員の対応能力強化のため、弁護士との事例検討会及び研修参加の支援を継続する。(平成 21 年度～平成 27 年度、その後自主財源化) 平成 27 年度の消費生活相談員の処遇改善した月額 18 万円の報酬を維持する。(平成 27 年度～平成 33 年度、その後自主財源化) 出前講座や消費生活講座等の回数を増加させるなど、消費者教育・啓発事業の充実を図る。(平成 21 年度～平成 27 年度、その後自主財源化)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	郡山市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 相談業務円滑化のため、ヘッドフォン受話器や受付カウンターを導入した（平成 21 年度～平成 25 年度） 消費生活相談への対応強化及び相談員の資質向上のため、研修参加を支援した（平成 21 年度～平成 26 年度） 多重債務者の救済を図るため、弁護士等の法律家を招いた相談会を開催（平成 21 年度～平成 26 年度） 様々な年代に向けた消費者問題防止のための周知啓発品の作成（平成 21 年度～平成 26 年度） 消費生活センター窓口周知のため、バスワイド広告の実施（平成 23 年度～平成 25 年度） 消費生活相談窓口強化のため、相談員 2 人を非常勤嘱託から常勤嘱託へ（平成 26 年度） 平成 24 年 3 月 5 日から、市内各行政センター等 43 施設で自家消費野菜等の放射能検査を実施した。（平成 23 年度～平成 26 年度） 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害の払拭のため、首都圏及び姉妹都市等において、本市物産品の展示販売等を実施し、来場された消費者に対し、公園や道路などの表土除去による放射性物質の低減対策や農産品の安全検査など、理解していただく P R 活動に努めた。（平成 25 年度～平成 26 年度） パソコンを活用して最新の放射性物質の測定値など、本市産品の安全性のリアルタイムな情報や取り組みを消費者へ発信した。（平成 25 年度～平成 26 年度） 本市産品のインターネットを利用した通信販売サービス「自治体特選ストア郡山」を活用し、生産者情報がその場で得られるシステムを用いて商品提供を行うことで消費者の理解促進を図った。（平成 25 年度～平成 26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 導入した機材により、円滑な相談対応が出来た。 研修で得た知識を相談対応に活かせた。 研修参加によって相談員のレベルアップが図られた。 法律相談により多重債務者の救済が図られた。 啓発品の活用により消費者被害が未然に防げた。 バスワイド広告により、多くの市民に対して消費生活センター窓

	<p>口を周知出来た。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自家消費野菜等の放射能検査事業開始の約1ヶ月間（平成23年度）の検査数は4,089件、平成24年度は29,360件、平成25年度は15,834件、平成26年度は1月末現在で6,514件となり、減少傾向にある。放射能が含まれる食品が限られていることや検査に当たり、一定量が必要で細かく刻む必要があることなどが原因とみられる。 本市物産品の展示販売による食品の安全性やパネル等を活用し公園、道路などの表土除去による放射性物質の低減対策、さらには農産品の安全検査などに関する情報発信を行うことにより、消費者の理解が深まりつつある。しかしながら、風評被害を完全に払拭できたとは言えない状況にあるため、今後も継続して実施したい。 イベントを開催し、本市の取り組みや放射性物質について情報発信し、多くの方から質問があり、その場で、直接職員や生産者が回答することで、風評の払拭が図られた。パソコンを活用した情報発信では、最新の情報を確認できることで、情報の正確さが伝わり、風評の払拭が図られた。 通信販売サービスでは、生産者の顔が見えることで情報に安心感が加わり、消費者への訴求力が高まり、理解が促進された。
<p>「地方消費者行政強化作戦」への対応</p>	<p><u>＜政策目標1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 該当なし <p><u>＜政策目標2＞相談体制の質の向上</u></p> <p>平成26年度当初は消費生活相談員の資格保有率が4人中2人の50%であったが、残る二人も消費生活相談員の資格を取得したことから、資格保有率が100%となった。今後も、国民生活センター等の研修に参加させる事で消費生活相談員のレベルアップを図る。</p> <p><u>＜政策目標4＞消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 該当なし <p><u>＜政策目標5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の府内連絡協議会等を活用し、各関係部署と連携を図りながら、「見守りネットワーク」の構築を進める。
<p>消費者行政推進の方針</p>	<p><u>＜平成27年度から平成29年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、弁護士等の活用により消費生活相談員のレベルアップを図る。 消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品等の放射性物質検査施設を集約する。 ・ 非破壊式放射能検査機器を活用し、利便性の向上を図る。 ・ イベント開催回数を維持し、引き続き消費者に向けた本市物産品の安全性について理解を促進することで、風評被害の払拭に努める。 ・ イベント開催とともにインターネットによる情報提供について紹介することにより、直接的なPRから間接的かつ場所を選ばないシステムを活用することで、情報発信の方法を増やす。
<平成 30 年度以降の方針>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、基金活用期間を経過後においても維持する。 ・ 啓発品の作成配布については、より効果的な取組に重点化しつつ、基金活用期間経過後も行う事業を精査していく。 ・ 自家消費野菜等の放射能検査施設の集約等により効果的、効率的な検査体制の確保を図る。 ・ 風評被害払拭については、収束の見通しが立たないことから、基金活用期間経過後においても事業を継続する。 ・ インターネットを利用した通信販売サービス、HPサイトによる情報発信を漸増していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターを維持する。(平成 27 年度～平成 34 年度) ・ 非常勤から常勤嘱託職員扱いへ処遇改善した相談員に対して支援を継続し、相談対応力を高める(平成 27 年度～平成 34 年度) ・ 消費生活相談員の対応力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・ 地域の消費生活問題への対応能力向上のため、消費者教育を推進する。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・ 自家消費野菜等の放射能検査施設を 20 施設に集約する。(平成 27 年度目処) ・ 非破壊式放射能検査機器を設置し検査を実施する。(平成 27 年度～平成 32 年度) ・ 検査数等の評価及び近隣市長村や先進的な取組みをしている自治体等から情報を収集し、より効果的な検査体制の維持・充実を図る。(平成 27 年度～平成 32 年度) ・ 風評を払拭するための情報発信イベント開催回数を漸減しながらの維持。(平成 27 年度～平成 33 年度) ・ 本市産品のインターネットを利用した通信販売サービスの維持。(平成 27 年度～平成 33 年度) ・ インターネットを利用した通信販売サービス、本市の放射性物質への取組み等を情報発信するサイトの消費者への訴求力の

	向上。(平成 27 年度～平成 33 年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none">・ 消費者被害防止のため、関係機関との連携を密にして対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	いわき市
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員を 2 名体制から 3 名体制とした。(平成 21 年度～平成 27 年度) 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 27 年度) 消費生活相談体制強化のため、困難事例検討会により弁護士の助言を受けた (平成 21 年度～平成 27 年度) 若者の消費者被害防止のため、学校巡回消費生活講座を実施した。(平成 21 年度～平成 27 年度) 消費生活通信講座によりかしこい消費者の育成を図った。(平成 21 年度～平成 25 年度) ラッピングバス及び車内アナウンスにより消費生活センターの啓発を行った。(平成 23 年度～平成 25 年度) 消費生活センターの啓発のため、啓発チラシや冊子を作成し、配布した。(平成 24 年度～平成 25 年度) 施設修繕を行い消費者相談環境の整備を図った。(平成 23 年度～平成 24 年度) 震災による生活再建のための相談に対応するため被災地無料法律相談会を実施した (平成 25 年度) 平成 24 年度から自家消費用作物等の放射能簡易分析装置を市内に配置し市民から持ち込まれた検体の検査を行っている。(平成 24 年度～平成 27 年度) 食品測定員の研修支援及び測定員 1 名の雇用。(平成 25 年度～平成 27 年度) 先駆的プログラムにおいて消費者参加型イベント及びいわきの產品を紹介するイベントを開催し、本市の農林水産物に対する風評の払拭を図った。(平成 25 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 相談員を増員したことにより、相談体制の強化が図られた。 相談員の研修参加及び弁護士の助言により、消費生活相談対応力の向上が図られた。その結果、あっせん件数は平成 20 年度 131 件に対し平成 25 年度 211 件に増加し、解決率も約 9 割を維持している。 学校巡回消費生活講座の実施により、高校生等への消費者トラブル防止の啓発が図られている。 ラッピングバスによる消費生活センターの啓発は、1 台で

	<p>あったが、該当路線での周知は図られた。また、車内アンケートは市内全域で行われたので一定の周知は図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活通信講座については、本講座受講修了生は、今後、地域での消費者啓発の人材としての活用をしていきたい。 ・被災地無料法律相談については、震災に関連した相談がほぼ終息したため、平成25年度で事業を終了した。 ・自家消費作物等の放射能検査により、市民の食に関する不安の払拭が図られている。 ・食品測定員の研修支援により測定員の資質の向上が図られている。 <p>測定員1名の雇用により、検査体制の強化が図られている。</p>
<p>「地方消費者行政強化作戦」への対応</p>	<p><u>＜政策目標1＞相談体制の空白地域解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター設置済み（S49～） <p><u>＜政策目標2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員3名体制を維持するとともに、資格保有率を上昇させるため、研修参加支援を行い消費生活相談員のレベルアップを図った。 ・弁護士による困難事例検討会により消費生活相談員の相談対応力の向上を図った。 <p><u>＜政策目標4＞消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわき市消費者教育推進計画を平成28年3月1日に作成し、消費者市民社会形成の促進を図り、効果的な施策を展開する。 ・平成28年度から消費者教育コーディネーターを配備し、消費者教育推進を図る。 <p><u>＜政策目標5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県警察本部が平成28年7月13日に設立した「なりすまし詐欺防止ふくしまネットワーク」にいわき市が加入し、いわき市消費生活センターなどの14箇所に相談窓口を開設し、被害防止に向けた体制整備を図った。 ・高齢者等の消費者被害未然防止のため、関係機関等からなるネットワーク体制の構築を図る。
<p>消費者行政推進の方針</p>	<p><u>＜平成27年度から平成29年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員3名体制を維持するため、基金活用期間終了後（平成28年度）に3名とも自主財源化とした。 ・相談対応力強化を図るための弁護士等の活用については、その目的が達成されたため、終了とした。 ・市消費者教育推進計画を策定したため、当該計画に基づく各種施策を実施し、社会経済情勢等を踏まえながら適宜見直しの検討を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> 自家消費作物等の放射能検査は、市民の食に関する不安の払拭のため活性化基金を活用し継続していきたい。 食品測定員の雇用及び研修支援についても検査体制の強化のため活性化基金を活用し継続していきたい。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制の維持及び相談対応力強化を図りたい。 消費者教育の推進に関する事業については、活用期間経過後も必要な事業を精査し、実施していくことを目指したい。 市民の食に対する不安は相当期間続くため、自家消費作物等の放射能検査に関する経費、食品測定員の雇用及び研修支援について、平成 28 年度以降は、福島再生加速化交付金を活用するなど財源の確保に努めていきたい。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制の維持及び相談対応力の強化を図りたい。 消費者教育に関する事業については、市消費者教育推進計画を策定し、計画に基づいた施策を展開していきたい。また、事業の実施に当たっては、より効果的な取組に重点化しつつ事業を精査し、必要なものについては交付金等終了後も自主財源化を目指し実施していきたい。 市民の食に対する不安は相当期間続くと予想されることから、平成 28 年度以降は、福島再生加速化交付金を活用するなど財源の確保に努め、食の安全安心への取組みを継続していきたい。
市町村自主財源化プログラムによる活性化事業終了後も継続して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 基金を活用して配置した消費生活相談員の体制の維持を目指していきたい。 消費者教育の推進に関する事業については、効果的な取組みを実現していきたい。 構築した地域ネットワークの維持・充実を図りたい。 市民の食に対する不安払拭のため、活性化事業終了後も自家消費用作物等の放射能検査を継続し、食の安全安心へ取組んでいきたい。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のため、庁内外の連携を密にし、役割分担に応じた効果的な活動を行う。

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	白河市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域社会における消費者問題解決力の強化のため、弁護士による無料法律相談の実施回数を月 2 回から月 4 回に増やした。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・ 消費者被害防止のための啓発チラシ等を作成し、市民に全戸配布した。また、高齢者サロン等で出前講座を実施し、チラシ等配布した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・ 消費者被害を防止のため消費者教育講演会を実施し、幅広く周知を図った。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・ 消費生活相談への対応能力を強化するため、研修参加を支援した。(平成 25 年度～平成 26 年度) ・ 消費生活相談体制の充実のため、市民あつたか相談窓口に消費生活相談員を 1 名雇用した。(平成 26 年度) ・ なりすまし詐欺防止対策としてポップアップステッカーを作成し、75 歳以上の一人暮らし高齢者へ配布した。(平成 26 年度) ・ 地域社会における消費者問題解決力の強化のため、放射能簡易分析装置による自家用消費野菜等の放射能検査を実施。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・ 風評被害対策として、市の産業部観光課において白河市産品等の食の安全性を PR する事業を実施した。(平成 25 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料法律相談の回数を増やしたことで、相談件数が平成 21 年度の 293 件に対し、平成 22 年度は 342 件と増加した。その後も多くの相談件数があり、地域の法律相談窓口として定着している。 ・ 啓発チラシ等を作成し、全戸配布とともに市役所の窓口、出前講座、講演会会場等で配布し、消費者問題について周知が図れた。 ・ 消費生活相談員や担当職員の消費生活相談対応能力を強化するため、国民生活センター等の研修に参加した。その結果、幅広い消費生活相談に対し、より専門的な対応が可能となり、全体的な相談業務の質が向上した。 ・ 市民あつたか相談窓口の相談件数は、平成 25 年度は 58 件。また、平成 27 年 1 月末時点で 55 件と相談件数が増加しており、消費生活相談を主とした総合相談窓口として定着してきた。 ・ 自家用消費野菜等の放射能検査については、検査開始から家庭

	<p>菜園等で栽培した野菜等が持ち込まれ、安全を確認したうえので消費が可能となり、市民の食に対する安全・安心の確保につながった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 風評被害対策については、市の産業部観光課にて平成25年度から白河市の特産品（野菜等）の安全性をPRすることで風評被害の払拭を図っている。
<p>「地方消費者行政強化作戦」への対応</p>	<p><u>＜政策目標1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度あたか相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から消費生活相談員として雇用した職員に国民生活センター等で実施される研修参加を支援することで、取得した資格を生かしさらにレベルアップを図り、相談業務の強化を目指す。 幅広い消費生活相談に対応するため、平成28年度中を目途に広域的な消費生活センター設置を目指す。 幅広い年齢層に消費者問題について関心を持つてもらうため関係各機関と連携をとり、それぞれの世代に合わせた消費者教育を推進する。（チラシの作成、配布。講演会等） <p><u>＜政策目標4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携を図りながら、消費者安全確保地域協議会の設置を目指す。
<p>消費者行政推進の方針</p>	<p><u>＜平成27年度から平成29年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 広域的な消費生活センターを設置する。 消費生活相談体制を維持・強化するため、消費生活相談員のレベルアップを図る。 無料法律相談業務を維持する。 <p><u>＜平成30年度以降の方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、基金活用期間を経過後においても維持する。 無料法律相談業務については、基金活用期間経過後においても維持する。 啓発事業については、より効果的な消費者被害の未然防止の啓発活動を目指す。
<p>消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な消費生活センターを設置・維持する。（平成28年度～） 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援を図る。（平成27年度～平成34年） 弁護士による無料法律相談業務を維持する。
<p>その他特記事項</p>	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	須賀川市
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員（市民相談員）の対応能力強化のため、研修参加を支援した。（平成 21 年度～平成 26 年度） 消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、全戸配布及び回覧を実施した。（平成 21 年度～平成 26 年度） 年代やイベント時期に合わせ、消費者被害防止のための啓発活動を実施した。（平成 21 年度～平成 26 年度） 原発事故に伴い、食品等の放射性物質検査を実施した。（平成 24 年度～平成 26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 被害の未然防止のためのチラシや物品を配布する啓発活動については、関係部署との連携及び警察署との協力を密にし、年代（小学生、中学生、新成人、高齢者など）に合わせた取り組みを実施しており、今後も継続することが重要である。 食品等の放射性物質検査については、今後も継続して取り組まなければならぬため、市民の利便性を向上させて実施することが重要である。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 基金活用開始以前から、市民相談業務の中で消費生活相談について対応しているが、今後においても継続的に体制を整備する。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員等のレベルアップを図るため、国民生活センターや県、東北都市の各種研修会に参加する。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> なりすまし詐欺防止ネットワークが関係機関、民間団体等により、構築されていることから、このネットワークを母体として、今後とも、情報共有及び連携により、消費者被害の早期発見と防止を図る。
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員等のレベルアップを図る研修に積極的に参加する。 消費者の安全安心の確保に向け、チラシの全戸配布や年代に合わせた啓発活動を実施する。 食品等の安全を確保に向け、放射性物質検査を継続して実施す

	<p>る。</p> <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に関する情報提供や啓発活動、相談体制、放射性物質検査等については、効果的な取り組みを図ります。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員等のレベルアップを図る研修に積極的に参加する。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・消費者の安全安心の確保に向け、年代に合わせた啓発活動を実施する。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・食品等の安全を確保に向け、放射性物質検査を継続して実施する。(平成 31 年度～平成 32 年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の被害防止のため、庁内連携を密にし、全庁的に対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	喜多方市
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の食の安全・安心を確保するため、消費者の身近なところで食品等の放射性物質を検査する体制を整備した。(平成 23 年度) ・放射性物質検査員の能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・原発事故による風評被害の払拭をより一層推進するため、「なかの里・まち連携」事業を実施している中野区と協力し、消費者モニターツアーを実施した。(平成 25 年度) ・友好都市である東京都東大和市及び千葉県香取市、「なかの里・まち連携」事業の中野区と協力し、消費者モニターツアーを実施した。(平成 26 年度) ・消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、市民の方へ配布した。(平成 22・23 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度に、消費者の身近なところで食品等の放射性物質検査体制を整備したことにより、平成 23 年度からの放射性物質検査検体数は 1,495 件になった。また、検査することにより、市民の安全・安心を確保することができた。 ・放射性物質検査員の研修参加を支援した。その結果、放射性物質検査員の能力や質が向上した。 ・首都圏の参加者に喜多方市で実施されている米全量全袋検査、野菜等の農産物検査体制を実際に目で見てもらい、安全対策に対し十分に理解を得ることができたとともに、福島県の「食」に対する安全・安心を知っていただいた。 ・農泊体験を実施し、「食」の安全・安心を実際に体感いただくとともに、農家である生産者と消費者との交流が図られ、今後の農産物の消費が期待されるところである。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度に消費生活センターを設置し、相談体制の一層の充実を図る。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員が研修に参加するための支援を実施し、相談対応能力の強化に努める。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>

消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度に消費生活センターを設置し、相談体制の一層の充実を図る。 ・消費生活相談員が研修に参加するための支援を実施し、相談対応能力の強化に努める。 ・消費者の身近なところで食品等の放射性物質を検査する体制を維持する。 ・消費者の身近なところで食品等の放射性物質を検査する体制を維持・強化するため、研修等を活用し検査員のレベルアップを図る。 ・引き続き、首都圏の消費者を対象としたモニターツアーを実施するとともに、農産物等を首都圏において販売し、風評被害払拭していく。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員が研修に参加するための支援を実施し、相談対応能力の強化に努める。 ・消費生活トラブルを未然に防ぐため、出前講座をはじめとした啓発活動を実施する。 ・消費者の身近なところで食品等の放射性物質を検査する体制については、引き続き維持する。 ・風評被害が払拭されるまで、消費者モニターツアー等を引き続き実施する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度に消費生活相談員 1 名を増員する。また、平成 29 年度にさらに消費生活相談員を 1 名増員し、相談体制の一層の充実を図る。 ・消費生活センターの周知を図る。 ・なりすまし詐欺防止を図るため、通話録音装置を高齢消費者に貸与する。 ・消費生活相談員が研修に参加するための支援を実施し、相談対応能力の強化に努める。 ・消費生活トラブルを未然に防ぐため、出前講座をはじめとした啓発活動を実施する。 ・消費者の身近なところで食品等の放射性物質を検査する体制を維持することにより、市民への食の安全・安心を確保する。 ・検査員の能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。 ・消費者モニターツアーを継続し、首都圏における農産物販売を実施する。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	相馬市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料困りごと相談会を実施。（平成 23 年度～平成 26 年度） ・ 風評被害防止のため、「相馬地方農業復興大会」「JA まつり」を実施。（平成 25 年度） ・ 相談員の研修参加の支援（平成 21 年度～平成 26 年度） ・ 放射性物質検査体制の整備（平成 24 年度～平成 26 年度） ・ 多重債務相談窓口の設置（平成 21 年度～平成 26 年度） ・ 消費者被害防止のため啓発パンフレットを作成し、市内の全戸に配布した。（平成 21 年度～平成 26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料法律相談会は平成 23 年度に設置し相談件数については、平成 23 年度は 1,174 件、平成 24 年度は 541 件、平成 25 年度は 481 件である。相談件数は減少しており、震災後の問題を解決できている。 ・ 「相馬地方農業復興大会」「JA まつり」の 2 つのイベントには約 25,000 人が参加した。地元産農産物の安全性を再確認し、食品と放射能に関し理解を深めることで、参加した消費者の安心感を醸成するとともに参加者が周囲の者に伝えることで波及効果があつた。もって生産地と消費地における風評被害払拭・防止に向けた素地を形成した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和 62 年度から消費生活相談窓口を設置している。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民生活センターの研修に参加しやすい環境を整備し、消費生活相談員の研修参加率を 100% とする。 <p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を維持する。 ・ 消費生活相談体制を強化するため、研修参加を支援し、消費生活相談員のレベルアップを図る。 <p><u>＜平成 30 年度以降の方針＞</u></p>

	<ul style="list-style-type: none"> 啓発パンフレットの作成・配布については、基金活用期間経過後も引き続き実施していく。 消費生活相談体制を強化するため、研修参加の支援を継続していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援を図る。(平成27年度～平成39年度) 多重債務相談は、無料困りごと相談終了後に相談件数が増加すると考えられるため、相談体制の強化を図る。(平成34年度までに)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 他の部課と連携をとり消費者被害防止に努める。

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	二本松市
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置するとともに、消費生活相談員を配置した。(平成 22 年度～平成 26 年度) 消費生活相談対応の円滑化のため、機材・執務参考資料等の充実を図った。(平成 22 年度～平成 26 年度) 相談業務の質の向上のため、研修へ参加した。(平成 22 年度) 消費者被害防止のための啓発リーフレットを作成し、市内全戸に配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 多様な消費者問題に対応するため法テラス二本松での専門家相談業務を実施した。(平成 25 年度～平成 26 年度) 食と放射能の理解促進を図るため風評対策事業を実施した。(平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度に消費生活相談員を配置し、相談件数は平成 22 年度の 33 件に対し、平成 25 年度は 37 件と僅かではあるが増加傾向にあり、地域の相談窓口として定着してきている。 法テラスでの専門家相談業務の実施により相談体制強化・充実が図られた。 <p>食の安全安心確保のための風評被害対策事業を展開できた。</p>
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 週 2 日開設している消費生活相談室を維持継続する。 消費者行政担当職員も国民生活センター等の研修に参加し相談体制の質の向上を図る。 <p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るため、行政と民間が協同し消費者安全確保地域協議会を設置し、見守りネットワークを構築する。
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員を配置した相談体制を維持強化する。 地域の身近な相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため研修参加等により相談担当者のレベルアップを図る。 消費者被害防止のための啓発リーフレットの作成、配布等に取

	<p>り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種専門家を活用し相談体制の充実強化を図る。 食と放射能の理解促進を図るため風評対策事業に取り組む。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員を配置し消費生活相談室として維持継続する。 消費生活相談対応能力強化のため、研修等へ参加する。 各種専門家の活用により相談体制の充実を図る。 消費者被害防止のための啓発リーフレットの作成、配布等を実施する。 食と放射能の理解促進を図るため風評対策事業を実施する。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のため、庁内の連携を強化する。

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	田村市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費者行政活性化交付金を用い、消費者トラブル啓発のための 3 種類のチラシ及び冊子を作成し、市内全戸に配布した。 (平成 23 年～26 年)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 毎年異なった内容のものを全戸に配布することにより、市民の消費者トラブル予防の意識や関心が高まり、トラブルを未然に防ぐことができた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口の設置を検討。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員研修、説明会に職員の積極的な参加。 <p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 現在行っている、啓発チラシの作成、配布を継続。 基金活用期間中に行ってきた事業の精査。 消費生活相談員設置を検討。 <p><u>＜平成 30 年度以降の方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 啓発チラシの作成、配布を継続。 基金活用期間経過後も行う事業の精査。 消費生活相談員設置を検討。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 啓発チラシの作成、配布の継続。 事業の再考。 消費生活相談員設置を検討。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	南相馬市
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談員の対応力強化のため、研修参加を実施した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・ 消費者の食に対する不安解消のため放射能測定員を設置した。(平成 24 年度～平成 26 年度) ・ 消費生活相談の窓口の充実のため啓発グッズ等購入した。(平成 24 年度～平成 26 年度) ・ 消費生活相談の窓口の充実を図るため消費生活相談の対応をした。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・ 高度な消費生活相談の対応をした。(平成 25 年度～平成 26 年度) ・ 消費者の食に対する不安解消のため適切な食品の放射能簡易分析に実施にあたり測定器の点検校正を実施した(平成 24 年度～平成 26 年度) ・ 消費者の食に対する不安解消のため放射能について正しい知識の普及をした。(平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度に高度な消費生活相談の対応が可能な窓口を設置し、法律全般の相談件数は、平成 25 年度は 2 月時点で 606 件、平成 26 年度は同月時点で 691 件と相談件数が増加しており、地域の相談窓口として着実に定着しつつある。 ・ 消費生活問題の啓発活動の一環として、平成 26 年度は出前講座を 2 件／年、地域の中学校に啓発グッズの配布を実施した。 ・ 自家消費野菜の検査数は平成 25 年度 1 月時点で 6,050 件、平成 26 年度同月時点で 4,973 件と多少の減少があるものの、食に対する関心は依然として高い。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談員を研修に参加させレベルアップを図る。 <p>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</p> <p>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</p> <p>「見守りネットワーク」構築に向けて関係団体、関係部署と協議</p>

消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口、高度な消費生活問題に対応する相談窓口の相談体制を維持、強化するため、市民に周知徹底し利用しやすい窓口改善を図る。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的な取り組みに重点化しつつ、基金活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談への対応力強化のため研修等の参加継続を図る。 (平成 27 年度～平成 30 年度、その後、事業精査のうえ自主財源化) ・ 食に対する消費者の不安解消のため放射能測定事業の運営に伴う測定員を設置する (平成 27 年度～平成 32 年度、その後、事業精査のうえ自主財源化) ・ 消費生活相談問題にかかる消耗品購入、配布により消費者問題の啓発を図る。 (平成 27 年度～平成 30 年度、その後、事業精査のうえ自主財源化) ・ 消費生活相談窓口の設置・維持する。 (平成 27 年度～平成 30 年度、その後、事業精査のうえ自主財源化) ・ 消費生活相談員対応強化のため、弁護士等の専門的な消費生活相談対応窓口の継続を図る。 (平成 27 年度～平成 33 年度、その後、事業精査のうえ自主財源化) ・ 食に対する消費者の不安解消のため放射能測定事業の継続を図る。 (平成 27 年度～平成 32 年度、その後、事業精査のうえ自主財源化) ・ 食に対する消費者の不安解消のため放射能について正しい知識の普及を図る (平成 27 年度～平成 34 年度、その後、事業精査のうえ自主財源化)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のため、市内小中学校、行政区と連携を図り、啓発活動に努めていく。

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	伊達市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日(平成 40 年 3 月 31 日)
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制強化のため、相談室を設置した。(平成 21 年度～22 年度) ・ 消費生活相談員を 1 名雇用した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・ 相談室を消費生活センターとし、相談体制強化のため消費生活相談員を 1 名増員した。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・ 消費生活相談担当職員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 消費生活センター消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・ 消費者被害防止のため講座、街頭啓発等を実施した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 消費者問題解決力強化のため、講演会を開催した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・ 相談機能強化として、専門家(弁護士)による相談会を実施した。(平成 25 年度～平成 26 年度) ・ 相談機能整備・強化として食品の放射性物質検査を実施するため、消費者庁、県等より貸与を受けた市内 10 台の放射能測定機器の消耗品、校正経費等を支援した。 (平成 23 年度～平成 26 年度) ・ 放射能簡易検査員を 1 名雇用した。 (平成 25 年度～平成 26 年度) ・ 「ふくしまからはじめよう。消費者風評対策事業」として、 <ul style="list-style-type: none"> ① JA、生産者を首都圏に派遣し、安全安心でおいしい伊達産農作物をアピールする【元気な伊達産(だてもん)プロモーション事業】 ② 首都圏の消費者を伊達市に招き、農業体験を通し風評被害の払拭を図る【だてな暮らし体験ツアー事業】を実施した。 (平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度に相談室を設置以来、体制強化・周知啓発に努めた結果、相談件数が平成 21 年度の年間 160 件から平成 25 年度の 500 件へと増加しており、地域の相談窓口として定着している。 ・ 平成 22 年度より消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強

	<p>化のため研修参加を支援し、相談員を増やすなど体制強化に努めた結果、平成 25 年度のあっせんが 51 件、金額にして 1,558 千円救済することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活講座は、出前講座と合わせて年間 55 講座開催し、述べ人数 2,000 名以上が受講している。 <p>消費者庁、県等から貸与を受けた簡易型放射能想定機器により平成 25 年度は 3,618 件の測定を実施し、地元産農作物の安心安全につなげる事ができた。</p>
<p>「地方消費者行政強化作戦」への対応</p>	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度に相談室を設置し、平成 23 年度には消費生活センターへと体制強化している。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度に雇用した消費生活相談員に国民生活センターの研修に参加させ、平成 23 年度に資格取得させた。 平成 23 年度雇用の消費生活相談員は有資格者を雇用したため、資格保有率 100%を達成している。 平成 25 年度の研修参加率は 100%を達成している。 <p>消費生活センターの相談対応能力向上のため、弁護士による相談会を実施している。</p> <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度を目標に地域サポーターを核として消費者の組織化を図り、ネットワークの構築を図る。 市民協働により、市民自らが講座等啓発活動を企画、実施する。
<p>消費者行政推進の方針</p>	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 消費生活相談員の更なるレベルアップのため、国民生活センターの研修受講を推進する。 消費生活センターの相談対応能力向上のため、弁護士による相談会の充実を図る。 消費者教育をすべての年代に向けて重点的に進め、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施し、地域サポーター等ネットワーク構築等の支援を行う。 食品の放射性物質検査体制を維持する。 <p>安心安全でおいしい伊達産農作物をアピールし風評被害を払拭するための事業を推進する。</p> <p><u>＜平成 30 年度以降の方針＞</u></p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、基金活用期間を経過した後も維持する。 ・出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、基金活用経過期間後も行う事業を精査していく。 ・消費者風評対策事業については、基金活用期間を経過後も事業を精査し、重点化しながら継続を図る。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター、相談員体制を維持する。(平成 27 年度～平成 30、31 年度) ・弁護士等の活用により専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。(平成 27 年度～平成 33 年度) ・消費生活相談担当職員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 30 年度) ・消費生活センターが地域の人材育成の拠点となり、地域の消費生活問題への対応能力向上を図るため、地域ネットワークを構築する。(平成 29 年度～平成 37 年度) ・食品の放射性物質検査体制を維持する。(平成 23 年度～平成 33 年度) ・風評被害を払拭するため、安心安全でおいしい伊達産農作物をアピールする事業を推進する。(平成 26 年度～平成 34 年度)
その他特記事項	消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	本宮市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のため啓発チラシを高齢者、一般、中高生に配布した。(平成 24 年度～平成 26 年度) 首都圏等で地元農産物の安全性を PR する事業の実施(平成 24 年度～平成 26 年度) 放射能簡易分析装置用の消耗品を購入し、検査体制を充実させて放射能問題に対する消費者の不安を解消するための事業を実施した。(平成 24 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 近年増加している消費者被害防止に向けた啓発事業とし、高齢者や中高生向けのパンフレットを購入、配布し悪徳商法や振込み詐欺等の問い合わせは減少傾向にある。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口の維持。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 各種研修への参加。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のため、パンフレットを購入し、高齢者を中心とした市民配布して啓発と被害防止を図る。 首都圏等での地元農産物の安全性を PR する活動や大学との相互訪問や農業体験を通じ理解、普及啓発を図る。 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として相談体制を強化するため、消費生活相談員を設置し維持する。 検査体制を充実させて放射能問題に対する消費者の不安を解消するための事業。簡易放射能分析装置操作員人件費を計上し、検査体制を充実する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・基金活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員を配置し、相談体制の維持・充実を図るとともに、専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。（平成 27 年度～平成 34 年度、その後自主財源） ・首都圏等の消費者に地場産品の安全性を図る。（平成 27 年度～平成 30 年度、その後自主財源） ・パンフレット等購入し、被害防止に向けた啓発活動の実施。（平成 27 年度～平成 30 年度、その後自主財源） ・簡易放射能分析装置操作員人件費を計上し、検査体制を充実させる。（平成 27 年度～平成 34 年度、その後自主財源）
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	桑折町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、町内の全戸に配布した。(平成 22 年度～平成 26 年度) 食品中に含まれる放射物質による消費者の不安を解消するために放射性物質検査の体制を強化した。(平成 24 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、町内の全戸に配布することで、増加傾向にある高齢者をねらったなりすまし詐欺や悪質商法、多重債務問題の被害防止に努めた。 放射性物質検査の体制を維持・充実させた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を設置済み <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 担当職員の研修への参加 伊達市、国見町との広域的連携による質の高い対応 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者教育に重点的に力を入れ、より効率的な消費者被害未然防止事業等を実施する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者の安全・安心を確保するための取り組みについては、交付金等活用期間経過後においても維持する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 町民に対し、啓発を行い続けることで町民の危機管理能力の向上を図る(平成 27 年度～平成 30 年度)。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	国見町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため啓発チラシを作成し、町内の全戸に配布した。（平成 23 年度から平成 26 年度） ・食の安全・安心に係る消費者啓発のため、講演会を開催した。（平成 23 年度から平成 26 年度） ・特殊詐欺に係る消費者被害防止のため講演会を開催した。（平成 26 年度） ・消費者被害防止と消費者相談窓口の周知のため消費者防犯シールの配布した。（平成 26 年度） ・<u>風評被害対策事業として、食の専門家を招いた講演会を開催し、農産物の安全性について情報発信を行った。（平成 26 年度）</u> ・消費者の食の安全確保のため、自家消費用農作物等の放射能簡易分析測定を実施した。（平成 24 年度から平成 26 年度）
総括・評価	<p>・平成 22 年度に消費生活相談窓口を設置。相談件数は平成 21 年度は年 1 件であったが、平成 22 年度以降も、年間数件程度に留まっており、件数は大きく変わらない。啓発チラシの配布や、専門家を招いた講演会の開催による一定の効果によるものと考えられる。消費生活相談窓口の存在を町内全域に浸透させるため、今後も継続して周知を徹底していく。</p> <p><u>また、現在も農産物に対する風評被害が続いていることから、今後も農産物の安全性について情報発信していく必要がある。</u></p>
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口の職員は他の業務と兼任した 1 名のみであることから、資格を保有した消費生活相談員を 1 名以上設置する。 ・消費生活相談員の消費者相談対応能力の向上のため、研修会への参加させる。 <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を維持する。 ・地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、消費生活相談員を 1 名設置するとと

	<p>もに、研修会や専門家等の活用により消費生活相談員のレベルアップを図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発チラシの配布と専門家による講演会の開催（食と安全・特殊詐欺）については継続して実施する。 ・高齢者の消費者被害を防止するため、関連部署と連携し、老人会等で出前講座を開催する。 ・今後も消費者の食の安全を確保する必要があることから、自家消費用農作物等の放射能簡易分析測定を継続して実施する。 ・<u>農産物の安全性の理解を得るために継続した取り組みが必要であることから、今後も風評被害対策については継続して実施する。</u>
	<p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、基金活用期間経過後も行う事業を精査していく。 ・自家消費用農作物等の放射能簡易分析測定については、福島再生加速化交付金を活用し、継続して事業を実施する。 ・<u>農産物の安全性の理解を得るために継続した取り組みが必要であることから、今後も風評被害対策については継続して実施する。</u>
<p>消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制の強化のため、平成 26 年度末時点で消費者行政担当職員 1 名の相談体制を、消費生活相談員を 1 名増員して 2 名体制とするとともに、弁護士等の活用により専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。 ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。 ・今後も消費者の食の安全を確保する必要があることから、自家消費用農作物等の放射能簡易分析測定を継続して実施する。（平成 27 年度から平成 37 年度） ・<u>農産物の安全性の理解を得るために継続した取り組みが必要であることから、今後も風評被害対策については継続して実施する。</u>
<p>その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	川俣町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・悪徳商法に関する啓発チラシを作成し、新成人と 65 歳以上の高齢者に対して配布。(平成 22 年度～平成 23 年度) ・新たに発生する詐欺や悪徳商法及び食の安心・安全に関する啓発チラシや冊子を作成し、全戸配布(平成 24 年度～平成 26 年度) ・福島第 1 原子力発電所事故に伴う食品等の放射性物質汚染に対する消費者の食の安全・安心を確保するため、町内全 9 個所に放射能測定箇所を設置し、環境を整備した。(平成 24 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度に 8 件、平成 21 年度に 2 件あった相談が、平成 22 年度から平成 25 年度までの 4 年間で 1 件のみと減少した。 ・平成 25 年度では、町役場職員を騙る電話があつたが、被害は発生しなかつた。また、平成 26 年度も警察官を騙る電話があつたが同じく被害はなかつた。 ・平成 24 年度においては、2,228 件、平成 25 年度においては 2,397 件、平成 26 年度においては平成 26 年 10 月末時点で 1,575 件の検査を実施。また、利用者へのアンケートを実施したところ、2 回以上利用したことがある町民が全利用者中約 7 割を占める等、不安の解消に一定の効果があつたものと思われる。 ・食品モニタステーションについては、平成 26 年 4 月から運用を開始、7 カ月を経過するが非破壊式測定器の設置箇所として、同施設を検討していることから、平成 26 年 12 月をもって閉所し、平成 27 年 1 月から非破壊式測定器による検査所の開設を予定している。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に設置している相談窓口の周知により、相談者の掘り起こしを行う。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口の担当職員を研修へ積極的に参加することで、担当職員のスキルアップを目指す。 <p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>

	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシや冊子に限らず、消費者啓発効果の高い事業を実施し、消費者教育にあたる。 ・生命・身体分野、財産分野及び重大事故の消費者事故の発生にいち早く対応可能な消費者啓発事業にあたる。 ・消費者団体との連携及び強化により、消費者被害防止にあたる。 ・毎年の利用者数等の傾向及び時期により検査のニーズが異なる傾向を踏まえて、運営コストの合理化を図る。 ・平成 26 年度中に新たに配備する非破壊式測定器の利用状況を踏まえて、追加配備等の非破壊式測定器の検査環境の充実を図る。 ・検査を実施した食品等の検査結果の周知及び経年による汚染の傾向等を広く周知し、食の安心・安全の確保に努める。
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発事業では、増加する詐欺や悪質商法などの対策に効果的な方法を検討しつつ、交付金活用期間経過後も事業を計画していく。 ・金融、環境、衛生、食品、商品トラブル、情報通信の発達に伴うデジタルコンテンツや電子機器等の新システムに関する消費者問題に対して、効果的な啓発資材を考慮し、持続的に事業を進める。 ・放射性物質検査体制については、運営コストの合理化を図りながら、交付金活用期間経過後も行う事業を精査していく。 ・検査を実施した食品等の検査結果の周知及び経年による汚染の傾向等を広く周知し、食の安心・安全の確保に努める。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・日々複雑・多様化する消費者問題に対応した啓発資材の作成及び配布を継続する。(平成 24 年度～平成 34 年度) ・消費者団体との連携や支援により、消費生活問題の対応能力の向上にあたる。(平成 29 年度～平成 39 年度) ・全 9 個所の検査所について、通年の利用頻度が低い箇所については、地区の意向を踏まえて定時の回収とする等のコスト削減を図る。また、検査を実施した食品等の検査結果の周知及び経年による汚染の傾向等を広く周知し、食の安心・安全の確保に努める。(平成 34 年度目途) ・非破壊式測定器の利用状況を踏まえて、追加配備等の非破壊式測定器の検査環境の充実を図る。(平成 27 年度～平成 37 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	大玉村
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、村内の全戸に配布した。(平成 22・23・25・26 年度) ・ 消費者教育を進めるため小中学校へ啓発パンフレットを配布し、学習に利用した。(平成 24・25・26 年度) ・ 風評被害払拭のため、食品中の放射性物質測定を行い消費者への安心安全の確保を推進した。(平成 25・26 年度) ・ 県内外で行う観光物産 P R イベントとあわせ、福島県産の農畜産物の安全・安心を大いに P R した。(ポスター、チラシの配布及び掲示など。) (平成 26 年度) ・ 県外でも風評被害払拭を進めていただける消費者の増加をはかるため、積極的に県内に招致し、安心安全を P R した。(平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発チラシの配布によって、村内での消費者被害の予防に一定程度効果があったと考えられる。 ・ 小中学生への消費者教育により、子ども達だけでなくその家族まで消費者被害の予防に効果があったと考えられる。 ・ 平成 25 年度の食品中の放射性物質測定は件数は 714 件であり、消費者に対し安心・安全を確保できた。 ・ 平成 26 年度の風評被害払拭に係るイベントはのべ 15,000 人に上り、PR 効果も大きかった。 ・ 平成 26 年度の県外消費者の招致は、68 人を県内に招待し、風評被害払拭を広めてくれる協力者を増やせた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度 4 月より全国消費生活相談員協会と委託契約を結び月 2 回程度の相談日を設け、消費生活相談への対応能力の向上を図る。また、二本松市とも連携し広域的な相談体制の確保に努める。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>

消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業を実施する。 ・ 食品中の放射性物質測定を継続し安心・安全を確保する。 ・ 風評被害払拭へ向け、PR 活動を継続する。
	<p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、基金活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。 ・ 食品中の放射性物質測定検査・風評被害払拭 PR については、事業を精査しながら継続する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者啓発・教育をより一層進め、被害の防止を継続する。 ・ 食品中の放射性物質測定検査を継続し、消費者への安心・安全を確保する。 ・ 風評被害払拭の PR を続け、県内外の消費者へ安心・安全を広める。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	鏡石町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のための啓発パンフレットを作成し、町内の全戸に配布した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・ 町の総合相談員に消費生活相談のための参考図書を購入し、消費生活相談に対応できるよう努めた。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・ 自家消費用野菜等の食品モニタリングの実施
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合相談員 2 名を配置し、消費生活相談にも対応している。平成 27 年度からは、町村会において天栄村との消費生活相談員の合同での設置を行う。 ・ パンフレットの作成・全戸配布により振込詐欺の被害防止に役立っている。 ・ 原発事故による放射能汚染については、自家消費の食品モニタリングによる安全確保を行い、消費者の不安解消に役立っている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を設置済み ・ 平成 27 年度から消費生活相談員の配置を町村会での合同設置を行う。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談員に対しては資格取得、研修の参加により住民の消費生活相談に幅広く対応できるようにする。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活窓口を設置・維持する。 ・ 自家消費用野菜等の食品モニタリングの維持 <p><u>＜平成 30 年度以降の方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談の窓口を維持する。 ・ 自家消費用野菜等の食品モニタリングは放射線量の状況をみながら、必要な期間実施する。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・ 消費生活相談員を任用し、窓口を設置・維持する。・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援を図る。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none">・ 消費者被害防止のため、町内の連携を密にして関係各課の連携により対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	天栄村
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談の窓口機能強化のため、参考図書を購入。(平成 23 年度から平成 26 年度) ・消費者行政担当職員を研修会へ派遣。(平成 23 年度から平成 26 年度) ・消費者被害防止のための啓発グッズを作成し、村内に配布。(平成 23 年から平成 26 年度) ・消費者の食の安心安全のため食品の放射能の測定窓口を設置。(平成 24 年から平成 26 年度) ・食品の放射能測定機の保守管理。(平成 24 年から平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活の窓口の開設により意識啓発のチラシなどに目を向ける人が増え、チラシの持ち帰りが増えた。 ・研修会を通じて得た情報により、効果的な啓発グッズの作成につながった。 ・放射能測定窓口の設置により、消費者の不安を払拭につながった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度から窓口を設置済み <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域消費生活センターの設置へ向けた取り組み ・研修会への参加 <p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者生活相談窓口の設置・維持 ・消費生活行政担当者レベルアップ ・消費者の意識啓発 ・放射能測定窓口の設置・維持 <p><u>＜平成 30 年度以降の方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業を精査し、より効果的な事業に取り組んでいく。 ・放射能測定窓口の設置・維持

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・消費者生活センター設置の検討、及び消費生活相談窓口の設置・維持・消費者意識啓発活動の効果的な実施・放射性物質に対する安全安心の事業
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none">・なし

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	下郷町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成27年4月1日～平成40年3月31日
平成26年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自家消費野菜等の放射能検査体制を整備した。 (平成24年度から) ・消費者被害防止の為、年1回照射被害減少の為の啓発チラシを作成し、全戸配布を行った。(平成22年度から) ・消費者風評被害対策の為、モニターツアーを実施し、風評被害の払拭と交流人口の拡大を図った。(平成26年度から)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年5月から自家消費野菜等の放射能検査を開始し、平成24年度は59件、平成25年度は81件、平成26年度1月末現在では75件の検査を行い、消費者の放射能に対する不安の払拭になっている。 ・平成22年度から啓発チラシの配布を行っているが、消費者問題等の窓口相談件数はもとより少なく、効果については判断しかねる部分もある。しかしながら、消費者被害を身近に感じて頂き、被害を減少させるためには今後も継続すべきと考える。 ・平成26年度より風評払拭の為、モニターツアーを実施しており、現在のところ参加者には好評を得ている。 今後も福島県産品等の風評被害や消費者の放射能への不安払拭の為にも継続して行っていきたい。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を設置済。 ・役場担当窓口により対応可能。 <p><u>＜政策目標2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・役場担当者等の研修会への参加を促す。 <p><u>＜政策目標4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成27年度から平成29年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口は現在の状況を維持する。 ・自家消費野菜等放射能検査体制は現在の状況を維持する。 ・啓発チラシは回数を増やし、さらに啓発を図る。 ・モニターツアーは現状を維持する。 <p><u>＜平成30年度以降の方針＞</u></p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口は現在の状況を維持する。可能であれば消費生活相談員の資格取得を目指す。 ・自家消費野菜等の放射能検査体制は現在の状況を維持する。 ・啓発チラシは、チラシ以外の啓発方法も取り入れていく。 ・モニターツアーは、参加状況等を見ながらツアー内容の変更等を行っていく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口は現在の状況を維持する。 ・自家消費野菜等の放射能検査体制は現在の状況を維持する。 ・啓発チラシは、チラシ以外の啓発方法も取り入れていく。 ・モニターツアーは、参加状況等を見ながらツアー内容の変更等を行っていく。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者行政担当課を観光行政担当課から防犯・防災担当課へ移すことにより警察等との連携を強化し、防災無線により消費者被害等（なりすまし詐欺）の注意喚起を促している。

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	檜枝岐村
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日						
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の食の安心安全を確保するため、自家消費野菜等の放射能検査事業を行った。(24～26 年度) ・検査機器の精度を保つため、検査機器の校正を行った。(24～26 年度) ・高齢者被害防止のため、県や警察からの情報を村内回覧や村内全戸に設置しているテレビ電話で注意喚起を行った。(25・26 年度) 						
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・初年度は導入当初ということもあり、同一の食品の持ち込みが多數あったため、検査件数が多かった。平成 25 年度から平成 26 年度にかけては、検査結果についてインターネットで周知するとともに、各世帯に通知することにより同一の食品の持ち込みが少なくなったために、初年度よりは検査件数が減少している。 ・このことから、消費者において、食品の検査結果についての情報が共有されていることを意味し、検査されていない食品について持ち込みを行うという流れが定着しつつある。 <p>検査実績</p> <table> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>35 件</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>22 件</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度(2 月時点)</td> <td>15 件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度は簡易に測定できる非破壊式の測定器を整備し、検査体制を充実を図った。 ・年に 1 度検査機器の校正を行うことにより検査機器の精度が保たれた。 ・当村においては詐欺や悪徳商法の消費者被害は発生しなかった。しかし年々増加傾向にあるため周知等を継続して注意喚起を促す。 	平成 24 年度	35 件	平成 25 年度	22 件	平成 26 年度(2 月時点)	15 件
平成 24 年度	35 件						
平成 25 年度	22 件						
平成 26 年度(2 月時点)	15 件						
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度から消費者生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度も消費生活相談員 1 名(兼務)体制を平成 27 年度も継続し体制確保を図る。 ・対応マニュアル等を熟読し、知識の向上を図る。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>						

消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者に対して食品の安心安全を確保するために、検査員の技能の向上を図りつつ、今後も検査を継続して行っていく。 ・老人世帯の増加に伴い、消費者被害のない、より安全な村を維持する。
	<p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付金や補助事業の活用を図りつつ、現在の検査体制を維持出来るよう自主財源化を目指す。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・財源の確保を行い、現在の検査体制を維持し、消費者に対する食品の安心安全を確保する。 ・地域においてネットワークを構築し、消費者被害の早期発見・早期解決・拡大防止に努めるとともに相談しやすい環境づくりに取り組んでいく。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・過去数年不検出となっている食品については、ある程度見切りをつける必要があると考える。財源があるから同じことを続けるのではなく風評被害払拭と食の安全について両面から進める取り組みが必要である。

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	只見町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」と記載。）の事故に起因する農林水産物等の放射能汚染に対し、住民の町内産の食材に対する不安解消のため、独立行政法人国民生活センターより N a I 機器の貸与を受け、消費者行政活性化交付金を財源として検査体制の整備を行った。（平成 23 年度以降体制整備開始、N a I 機器稼働は平成 24 年度以降） 前述の N a I 機器の他に福島県より非破壊式 N a I の貸与を受け、平成 26 年 4 月からの一般供与開始（住民自身による検査）に向け、現在検査環境（マニュアル整備等）を進めている。
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 当町は福島第一原発に対し、福島県の中でも最も離れた地域であったが、今までにない規模での放射能汚染が発生したため、住民の間に地場産品への不安が広がっていた。検査体制を整備してから概ね 3 年になるが、山菜・野生きのこ類等、山林内採取の食品を除き、田畠で栽培されている作物の検査は通年でほぼ 0 件である。住民の、町内産の食材への不安は、ほぼ解消されている状況にあると考えられる。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、町役場町民生活課を中心に消費生活相談を受けている。平成 24 年度に N a I 機器が配備となり、課題となっていた食品放射能汚染への対応窓口は開設済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 従来の相談については町民生活課で対応するほか、必要に応じて関連業務担当課に対応を依頼している。平成 23 年度以降に増加した放射性物質に関する相談については、今のところは科学的信頼性を担保する目的で、分析科学の専門業者に測定を委託しているが、今後は住民への啓発活動を通じて分析機器操作に習熟し、自主的に検査を行える体制づくりを進めるとともに、役場内でも研修等を通じて相談対応能力の向上を図る。 <p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>

消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の検査（破碎式NaI機器・非破壊式NaIの2種が稼働している状況）を維持した上で、破碎式NaI機器の利用状況に鑑み、2か所の検査受付窓口を1か所にまとめたうえで、住民が隨時利用可能な環境を整備する。
	<p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金活用期間を経過した事業より、順次自主財源化を図るとともに、住民が自主的に食品等の放射能検査を行える環境を維持する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民が自主的に食品等の放射能検査を行える環境を維持する。 ・ 研修等を通じて町職員の消費生活相談への対応能力の向上を図る。
その他特記事項	・

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	南会津町
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、町内の全戸に配布した。(平成 23 年度) 食品等の放射性物質検査を行い、正確な情報を住民に提供了。(平成 24 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 住民に対する啓発になったとともに、町の相談窓口の紹介や県消費生活センターの相談窓口を記載したことから、被害相談等がしやすくなった。 食品等の放射性物質検査を行い、正確な情報を住民に提供了ことから、食への不安が無くなった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 本庁、支所での消費相談窓口を設置（町職員兼務） <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 県主催の消費者行政担当者会議や消費者団体連絡協議会研修会等へ職員が参加をし、相談体制のレベルアップを図る。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性物質検査の体制を維持する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性物質検査の体制を維持する。(基金活用期間経過後は事業を精査する。)
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質検査の体制を維持する。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のため、関係機関の連携を密にして対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	北塩原村
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 冬のグルメモニターツアーと称して、ワカサギ釣りやそば打ち体験などイベントを行った。 自家消費野菜の放射性物質の検査を行っている（平成 24 年～平成 26 年）。
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 東京都からの参加が最も多く、狙い通り関東圏からの誘客をすることができた。静岡、愛知など東海地方からの参加もあった。どの年代もまんべんなく参加があり、幅広い層を呼び込むことができた。子連れや熟年夫婦など、旅行需要が高い層を呼び込むことができた。 希望する方に対し、無料で放射性物質検査を行うことができた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者行政の相談は本庁窓口で行っている。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者行政の研修に積極的に参加する。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当者のみならず副担当者も研修に参加しスキルアップを図る。 自家消費野菜の放射性物質検査を行う。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 自家消費野菜の放射性物質検査を行っていく予定である。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費者行政担当職員の対応能力強化のため、研修への参加を積極的に行う。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	西会津町
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口の設置（平成 22 年度～23 年度） ・高齢者や小中学校への消費者啓発物品の配布（平成 22 年度～26 年度） ・悪質商法等への注意を促すパンフレットの全戸配布（平成 22 年度～26 年度） ・広報、防災無線、ケーブルテレビによる消費者被害注意の呼びかけ（平成 22 年度～26 年度） ・風評払拭のために消費者へ向けた食の安心提供及び信頼関係拡大事業（平成 25 年度～26 年度） ・食品の安全・安心のための自家消費野菜等の放射能検査（平成 23 年度～26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・22 年度当初は相談件数が 1 件だったものの、窓口の設置後、23 年度からは 4～5 件と相談件数が増えた。 ・消費者行政に関する啓発品を配布する事で、悪質商法をはじめとした消費者被害に関する知識の普及に繋がった。 ・アンテナショップや友好都市でのイベント参加、及び積極的な情報発信・食の安全安心の P R を行ったことで、消費者との信頼関係の構築に繋がった。 ・自家栽培の野菜や生活用水として使用している井戸水などを検査する事により、食に対する不安の軽減に繋がった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度に消費生活窓口を設置。兼任の担当職員が相談にあたっている。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き消費生活相談窓口を設置し、町民からの情報を受け付けるとともに、広報やケーブルテレビ等での注意喚起を行う。 ・防犯・福祉担当課と連携し、消費者被害に遭わなかったための情報共有及び提供を継続して行う。 ・今後の必要性に応じ、消費生活専門員（相談員）の配備を行い、相談窓口の強化を目指す。 <p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>

	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談窓口を引き続き設置する。 ・町民への消費者教育の実施（啓発パンフレットの配布、敬老会等での周知） ・広報やケーブルテレビ等での注意喚起の実施。 ・自家消費野菜等の放射能検査を引き続き実施。 ・風評払拭に向け、アンテナショップや友好都市を通じた消費者との信頼関係の構築、食品の安全・安心の P R を継続的に実施。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在基金を活用して行っている各事業について、期間を経過したものから順次自主財源化するが、事業内容を精査し、効果的な消費者行政活性化を目指す。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて新規に相談員を配置し、相談体制の強化を図る。 ・食の安全・安心のための自家消費野菜等の放射能検査の実施（平成 27 年度～35 年度、その後自主財源化）。 ・放射能検査における維持管理費の支援実施（平成 27 年度～平成 34 年度、その後自主財源化） ・食の安全・安心及び風評払拭のため、首都圏の消費者に対する情報発信や P R 事業を実施（平成 27 年度～32 年度、その後自主財源化）。 ・防犯・福祉担当課との情報共有・連携による、効果的な町民への情報提供及び啓発活動（自主財源化）。 ・消費者行政に関する知識の普及のための、自治区集会や行事、小学校等への啓発物品の配布（平成 27 年度～32 年度、その後自主財源化）
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	磐梯町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 39 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する啓発パンフレットの全戸配付行った。（平成22年度） 住民の安心・安全を確保するための取組として、放射能物質検査研修会等へ職員や検査員（臨時雇い人）の参加を行ってきた。（平成 25 年度～平成 26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 全戸に周知が図られた。 平成 25 年度から、窓口を設置し 2 年間が経過したところですが放射能が食に及ぼす影響を不安に思い、検査後に食するという方がいまだにいることから、今後も継続した対応をしていきたい。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口設置済み <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 担当職員のレベルアップのために各種研修会等に参加する。 <p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 自家消費野菜等の放射能検査体制を継続・維持ながら実施していく。 非破碎式放射能検査器の導入（貸与）により、住民の食の安心・安全のため職員や検査員（臨時雇い人）の対応能力向上を図る。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 自家消費野菜等の放射能検査体制については、基金活用期間経過後は、自主財源化を目指す。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 自家消費野菜等の放射能検査体制を継続・維持。 自家消費野菜等の放射能検査体制として平成 28 年度まで職員及び検査員（臨時雇い人）により実施。 職員及び検査員（臨時雇い人）の対応能力向上。
その他特記事項	課内連携を密にして対応していきたい。

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	猪苗代町
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センター等の整備事業として、窓口の拡充・機能強化を図るための移動式カウンター窓口を整備した。(平成 22 年度) ・ 町民に対する消費者トラブル啓発事業として消費者トラブルに対するリーフレットを作成した。(平成 22 年度～平成 25 年度) ・ 消費者相談窓口の対応スキルアップを図るため、執務参考書を購入。(平成 22 年度～平成 25 年度) ・ 新成人に対して、若者向け消費者トラブル啓発用の冊子及びグッズを作成。(平成 23 年度) ・ 放射性物質検査に係る事業の体制強化のため、検査に必要となる消耗品等の購入や機器の整備、検査に係る環境を整備した。(平成 24 年度～平成 26 年度) ・ 放射性物質検査体制強化として、放射性物質の検査員を 2 名から 3 名に増員した。(平成 25 年度～平成 26 年度) ・ 放射性物質検査員や対応職員の対応強化のため、研修や会議の参加を支援した。(平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度に窓口の拡充・機能向上を行なったことにより、相談件数は年 1 件～2 件と決して多くはないが、身近に消費者トラブルの相談ができる場所を確保できている。 ・ 平成 22 年度から消費者問題解決力の強化事業として、時事に合わせたリーフレットや冊子の作成を行なってきたことにより、町内の消費者トラブルの啓発に繋がっている。 ・ 平成 24 年度より放射性物質検査体制の整備や強化を行なってきたことにより、学校給食や消費者が持ち込む食物等を検査できるようなり、消費者の安心と安全を確保することができた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商工観光課の窓口と併設する形として、基金活用以前より窓口は設置済みである。 ・ 平成 24 年度に放射性物質検査を行なえる施設を開設。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談に関する研修等は、担当職員のみが受けている形になっているが、担当職員以外の職員にも研修等に参加して貰える環境を作ることで、担当課として消費生活相談体制の質の

	<p>向上を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性物質の検査に係る職員や検査員の会議や研修への参加をフィードバックすることで、放射性物質に対する相談体制の質の向上を目指す。
	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 放射性物質検査に係る検査員の人数を維持。 放射性物質検査に係る職員及び検査員の会議や研修への参加を支援。 放射性物質検査に係る検査体制整備の維持。 <p>消費者トラブルに対する啓発活動に力を入れ、消費者トラブルや特殊詐欺被害の未然防止事業を実施。</p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性物質検査体制に係る事業については、基金活用期間経過後も事業継続を目指す。 消費者問題解決力の強化に関する事業は、時事にあった効果的な取組を行ない、基金活用期間経過後も事業継続を目指す。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質検査体制を維持するため、現状の検査員数を確保する。(平成 27 年度～平成 35 年度) 放射性物質検査に係る担当職員及び検査員の対応能力強化のため、研修参加の支援継続を図る。(平成 27 年度～平成 35 年度) 放射性物質検査の体制の整備事業の維持することで、消費者への安全・安心を確保する。(平成 27 年度～平成 35 年度) 消費相談窓口が地域の消費者トラブルや特殊詐欺に対する啓発の拠点となるよう、啓発事業の維持・継続する。(平成 27 年度～平成 35 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	会津坂下町
-------	-----	------	-------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費者生活相談体制強化のため、相談窓口にネット環境を整備し情報の充実を図った。(平成 22 年度) 消費生活相談にあたる職員の対応能力強化のため、研修参加を積極的に行った。(平成 22 年度～平成 28 年度) 消費者被害防止のため、啓発パンフレットを作成し、町内に全戸配布した。(平成 22 年度～平成 28 年度) また、悪徳商法についての Q&A を、目に留まりやすいよう町内回覧版として作成した。(平成 25 年度) <p>放射性物質検査機器の貸与により食品の安全性確保した。(平成 23 年度～平成 29 年度)</p>
総括・評価	平成 22 年度消費生活相談窓口にネット環境を整備し、有効な情報提供を行う事ができた。啓発パンフレット回覧板に、相談窓口案内をしているため、消費者行政の地域の相談窓口として定着してきている。また、相談にあたる職員は専門研修を受け、適切に相談に対応できるようになっている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 商工観光班の商工係を消費者行政窓口とて開設し相談にあたっている。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 状況に応じた窓口相談、アドバイスを行うため、係員は積極的にレベルに応じた研修に参加し知識を深めた。 商工係職員を 2 名から 3 名に増員し、相談体制を整えた。 <p>放射性物質検査機器の貸与により食品の安全性確保した。</p> <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性物質検査機器の貸与により食品の安全性確保を継続。 消費相談窓口の継続。 消費生活相談にあたる職員の対応能力強化のための研修参加。 <p>消費者被害防止のため、啓発パンフレットを作成し、町内に全戸配布。</p>

	<p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費相談窓口の継続。 ・ 消費生活相談にあたる職員の対応能力強化のための研修参加。 ・ 消費者被害防止のため、啓発パンフレットを作成し、町内に全戸配布。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談機能整備・強化（窓口体制の継続） ・ 消費生活相談体制整備（放射能測定での食品安全確保） 地域社会における消費者問題解決力の強化（消費者被害防止啓発チラシ町内全戸配布）
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者の安全が守られるよう、悪徳業者の撲滅と、消費者被害をを目指し、啓発活動と相談窓口の体制を継続していく。 ・ 放射能測定検査での食品安全性確保の継続。 消費者被害防止のための啓発チラシ町内全戸配布の継続

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	湯川村
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	地域社会における消費者の安心・安全を確保するため、自家消費野菜等放射能検査事業として、検査員を採用し、食品等の放射能測定に関する業務を実施した。
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度に検査員を採用し、食品等の放射能測定業務に従事させた。その結果、平成 25 年度は 19 件の検査を行い、消費者の安心・安全を確保した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 担当職員も消費生活相談に関する能力の向上を図るため、積極的に研修等に参加する。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 自家消費野菜等放射能検査事業を継続し、食品等の放射能測定業務を実施し、消費者の安心・安全の確保を図る。 <p><u>＜平成 30 年度以降の方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 基金活用期間経過後は、事業内容を維持し、自主財源化を目指す。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 自家消費野菜等放射能検査事業を継続し、地域における消費者の安心・安全を図るため、食品等の放射能測定に関する業務を行う。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	柳津町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会における消費者問題解決力強化のため、消費者の食品等の放射性物質簡易検査を実施した（平成 24 年度から）。 ・消費生活相談体制整備のため、放射性物質簡易検査員を確保した（平成 25 年度から）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度から消費者の食品等の放射性物質簡易検査を実施し、平成 26 年度まで実施件数は累計で 417 件あり、住民の食品等に対する安全・安心につながっている。 ・放射性物質簡易検査員を確保し、検査体制を整えたことにより、検査業務の円滑化につながっている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度より、消費生活相談体制整備のため放射性物質簡易検査員を確保済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料やパンフレット等を用いて、消費生活相談に関する知識を向上させる。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質簡易検査を継続する。 ・風評被害払拭推進のための食の安全・安心につながる取組を実施する。 <p><u>＜平成 30 年度以降の方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会における消費者問題解決力強化及び消費生活相談体制について継続を目指す。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・放射性物質簡易検査を継続し、検査業務の円滑化に努める。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	三島町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度から消費者行政活性化交付金により、消費生活相談窓口を設置し、相談業務のための体制整備、パンフレット等広報資料作成による啓発を実施した。 平成 23 年度は引き続き相談業務のための体制整備を実施したほか、原発事故による放射能汚染の不安に対応するため放射能検査室を設置し体制整備を実施した。 平成 24 年度も引き続き、放射能検査室体制整備を実施した。 平成 25 年度は、消費生活相談体制整備事業及び地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業により、放射能検査員の確保と検査体制整備を実施した。
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度から消費生活相談窓口を設置し、町民の各種相談に対応するとともに、消費者問題の解決に向けた啓発が図られた。 平成 23 年 3 月に発生した原発事故により、特に食品等の安全性への不安が著しく広がったが、放射能検査室の体制を整備し、自家消費野菜等について迅速な検査を実施できたことにより、消費者及び生産者の安全・安心の確保に寄与した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口設置済み <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 研修等に参加し、消費生活相談のレベルアップを図るとともに、資格取得を奨励する。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を設置・維持し、研修等への参加により相談業務の質向上を図り、消費者問題の解決に寄与する。 自家消費野菜等の放射能検査体制を維持し、住民の安全・安心を確保する。 食品や農産物等の安全性と品質を P R し、原発事故による風評被害の払拭に取り組む。

	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口については、基金活用期間以降、自主財源化を目指す。 ・ 原発事故による放射能汚染の影響を注視しながら、必要に応じ放射能検査体制を継続するため自主財源化を図る。 ・ 食品や農産物等の安全性への理解促進を図り、原発事故による風評対策に継続的に取り組む。 ・
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を設置・維持する。 ・ 消費生活相談の対応能力強化のため、研修等に参加する。 ・ 原発事故による放射能汚染の影響を注視し、必要に応じ放射能検査を実施できる体制を継続する。 ・ 原発事故による風評被害を払拭するため、食品や農産物等の安全性の理解促進に取り組む。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のため、関係機関との連携を密に、全庁的に取り組んでいく。

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	金山町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 39 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制整備事業により測定員を雇用し、野菜等の検査態勢を整備した。 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業（消費者の安心・安全を確保するための取組）により放射能簡易分析装置のメンテナンスを行った。
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災に伴う原発事故による放射能に対する消費者の不安を解消し、消費者行政の活性化を図ることができた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度に消費者生活相談窓口を設置している。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 研修会への参加や購入した冊子等による学習を行っている。 <p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品放射能の検査については消費者行政推進交付金を活用し、状況に合わせた検査態勢を維持する <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 30 年度以降も町内での需要が続く限り消費者行政推進交付金により検査態勢を整備・維持し、その後も食品放射能による町民の不安が払拭されるまで事業を継続する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の食品放射能に対する不安解消のため、測定員の雇用や放射能簡易分析装置のメンテナンスによる食品等の検査態勢の維持を図る。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	昭和村
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 39 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害の防止を図るとともに、住民の消費生活に関する安心確保に努め、高度な相談にも対応できるよう司法書士や弁護士を招聘し年 2 回～3 回相談会を実施した。（平成 22 年度～平成 26 年度） 悪徳商法や高齢者を狙った消費者被害防止のため、啓発冊子を村内全戸に配布した。（平成 24 年度～平成 25 年度） 相談対応のレベルアップと相談窓口の強化と充実を図るため、担当職員が研修会等に参加した。（平成 23 年度） 原発事故以来消費者の不安が増大しているため、放射性物質検査機器を 3 機整備し、自家消費野菜の検査態勢を強化した。（平成 24 年度～平成 26 年度） 		
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 司法書士や弁護士の相談会は、市町村相談窓口では、対応しえない高度で専門的かつ相談者のプライバシーに関わる相談にも対応でき、相談件数も一定であり、相談会として定着しつつある。 悪徳商法等の被害防止のための啓発冊子は、年々新しい手口が増える悪徳商法について周知啓発を図ることができた。 相談対応のレベルアップのため、担当職員が研修会等に参加したが、人事異動により数年で入れ替わってしまうため、効果は薄い。 自家消費野菜の検査においては、非常に好評を得ており、平成 24 年度 249 検体、平成 25 年度は 189 検体、平成 26 年度（10 月末時点）は 101 検体となっている。県で実施のモニタリング検査体制が強化充実され、そちらから情報を得る住民も多いため、検体数は年々減少の傾向にある。 		
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度当初に消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 現在は、消費生活に関する窓口への相談は皆無であるが、今後の状況を踏まえつつ、消費生活相談員の配備を検討する。また、高度な相談にも対応できるよう今後も弁護士らによる出前相談会を継続することで相談体制の質の向上を図る。 <p>人事異動による弊害はあるものの、担当職員の各種研修会への</p>		

	<p>参加に努め、相談体制の強化及び質の向上を図る。</p> <p><u>＜政策目標4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成27年度から平成29年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を維持する。 ・市町村相談窓口のスキルアップはもちろんのこと、高度で市町村相談窓口では対応しえない相談については、今後も弁護士等の出前相談会を継続する。 ・高齢化が進む本村においては、今後さらに悪徳商法や詐欺による消費者被害が進む懸念があるため、啓発冊子等の配布や、民生員などの地域内ネットワークを活用し被害防止を図る。 ・自家消費野菜の検査体制については、現状体制を維持しつつ非破壊式放射能測定装置の配備など効率的に検査を実施できる体制の構築を図る。 <p>＜平成30年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、基金活用期間経過後も原則維持する方針とするが、より効果的な取り組みに重点化しつつ事業の費用対効果を踏まえた上で再度精査していく。 ・自家消費野菜の検査体制については、基金活用期間後の検査点数等を踏まえた上で事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を維持する。 ・市町村相談窓口では、対応しえない高度な相談に対しては、弁護士等の専門家を活用した出前相談会を開催し対応能力の工業を図る。(平成27年度～平成30年度) ・悪徳商法などの啓発冊子等の配布を行い消費者被害の未然防止を図る。(平成27年度～平成30年度) <p>消費者の安心安全確保のための自家消費野菜の検査体制の継続。原発事故の完全収束まで、検査体制を維持する。(平成27年度～平成33年度)</p>
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、庁内はもとより外郭団体の社会福祉協議会等の連携を密にし対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	会津美里町
-------	-----	------	-------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制充実のため、消費生活相談窓口を設置した。 (平成 25 年度) ・消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、町内全戸へ配布及び回覧により注意喚起を促した。(平成 23、26 年度) ・生涯学習事業において、金融庁から講師を派遣していただき、金融トラブルの未然防止のための学習会を開催した。 (平成 26 年度) ・消費者庁で作成したリコール製品のパンフレットを活用し、町内全戸へ回覧による周知を図った。(平成 26 年度) ・町民の食の安全・安心を確保するため、自家消費野菜等について放射性物質の検査を実施した。(平成 24 年度～平成 26 年度) ・消費者風評対策事業として、当町産品に関する消費者の理解と風評被害払拭のため、東京都下北沢にアンテナショップ「會津問屋」を開設した。(平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度に消費生活相談窓口を設置したが、設置についての周知が充分でないのか、相談件数は平成 25 年度に 1 件、平成 27 年 2 月現在で 3 件という状況である。 ・県が開催する消費者相談の研修会に参加し、担当職員の相談対応能力の強化に努めている。また、消費者行政の充実強化のため、消費生活相談員の配置について検討している。 ・消費者庁及び県消費生活課から提供された情報を、町民へより効果的に周知する方法について検討している。 ・生涯学習事業や各種団体の定例会時に、消費生活をテーマとした講座が、平成 26 年度に開催されるようになり、関心の深さが伺える。 ・自家消費野菜等の放射性物質の検査をし、食品の安全・安心について情報を提供している。 ・東京都下北沢に開設したアンテナショップには、3 ヶ月限定ではあったが多くの方が訪れ、風評被害払拭の効果を感じている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度に消費生活相談窓口を設置した。 ・平成 26 年度では、消費生活相談窓口の周知に努める。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当職員が消費生活相談を受け付けるため、平成 26 年度は県主催

	<p>の研修会に参加し、平成 27 年度には、国民生活センターの研修に参加させ、消費生活相談担当者としてのレベルアップを図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在計画中の総合庁舎が平成 29 年度に完成するため、行政の機構見直しとともに、平成 29 年度中には消費生活相談員を配置し、総括的総合相談窓口として住民を支援するため、県の研修会はもちろん、国民生活センターの研修に参加させ、レベルアップを図るとともに消費生活相談員の資格取得を奨励する。 <p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の身近な消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、消費生活相談担当者のレベルアップを図るとともに、平成 29 年度中には消費生活相談員を配置し、顧問弁護士等の活用により消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・消費者教育推進プランを策定し、消費者教育に重点的に力を注ぎ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施する。高齢者やひとり暮らし等の生活弱者については、「会津美里町地域見守りネットワーク事業」と連携し、情報の共有を図る。 ・自家消費野菜等の放射能検査及び風評対策事業については、終息宣言等の県からの情報により対応する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。 ・出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を維持する。(平成 27 年度～平成 37 年度) ・消費生活相談窓口における消費生活相談体制の強化のため、消費生活相談員を配置するとともに、弁護士等の活用により、専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。(平成 29 年度～平成 39 年度) ・担当者・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 37 年度) ・地域の消費生活問題への対応能力向上のため、「会津美里町地域見守りネットワーク事業」と連携し、情報の共有を図る。(平成 27 年度～平成 37 年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。 ・消費者相談だけでなく、ワンストップ型の総合相談窓口として機

能する。

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	西郷村
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 農産物等に含まれる放射性物質検査を実施するため、検査員 1 名を配置した。（平成 25 年度より） 上記検査を実施した。（平成 24 年度より） <p>平成 24 年度実施数 2,488 件 平成 25 年度実施数 2,041 件 平成 26 年度見込数 1,238 件</p> <ul style="list-style-type: none"> 風評被害払拭のため、首都圏を中心に支援団体を設立し、農産物等の安心安全の P R 活動、パンフレット作成。（平成 26 年度） 悪徳商法被害などを防止するための啓発パンフレット作成（平成 23 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質検査体制の充実を図ることができ、消費者が要望するすべての検体に対して検査を実施することができた。 検査結果について広報紙などを通して広く周知したこと、消費者自ら検査が必要かどうかの見極めが付くようになってきている。今後、実施数の減少が見込めるが一定のニーズはあると考える。 支援団体を立ち上げ、P R 活動を行った。また、パンフレット 1 万部作成した。作成したパンフレット（5,700 部）を村内全戸へ配布し、悪徳商法被害の防止に役立っている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 設置済 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 窓口業務担当の住民生活課職員への初期対応研修の実施 相談員のレベルアップに向けた研修会等への参加 <p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 農産物等放射性物質検査の実施継続。 支援団体との活動継続。 <p>作成したパンフレットを活用して被害防止活動を継続。</p> <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p>

	放射能災害及び風評被害や悪徳商法被害の状況を踏まえて、事業継続の在り方を検討し、更なる継続が必要な事業については、基金活用期間を経過後、順次自主財源化を目指す。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 農産物等放射性物質検査の実施継続。 支援団体との活動継続。 放射能災害及び風評被害や悪徳商法被害の状況を踏まえて、事業継続の在り方の検討。
その他特記事項	消費者の食品の放射能汚染や風評被害については、先行きが不透明であり今後の推移について注意深く見極める必要がある。

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	泉崎村
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費者の身近なところで食品等の放射性物質検査体制を整備（平成 24 年度～平成 26 年度） 消費者が安心して食することができるよう、放射性物質検査内容についてチラシによる啓発活動（平成 24 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 自家消費野菜検体数 480 件（平成 24 年度） 自家消費野菜検体数 395 件（平成 25 年度） 自家消費野菜検体数 246 件（平成 26 年度 2 月末現在） <p>消費者が実際食する物を、検査することにより安心して消費することが出来た。</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者が放射性物質の検査により安心して消費できるようチラシ等で啓発したことにより、流通している野菜だけではなく、自分で作っている野菜等の消費が出来るようになった。（平成 24 年度）
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 国民生活センターの研修を参加させることで担当職員のレベルアップを図る。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の身近な消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化する。 <p>自家消費野菜について食品中の放射性物質を検査することにより消費者がいだく不安を解消する。</p> <p><u>＜平成 30 年度以降の方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、基金活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。 <p>自家消費野菜について食品中の放射性物質を検査することにより消費者がいだく不安を解消する。</p>

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・消費生活センターが地域の人才培养の拠点となり、地域の消費生活問題への対応能力向上のため、地域ネットワークを構築する。 自家消費野菜について食品中の放射性物質を検査することにより消費者がいだく不安を解消する。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	中島村
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置した。(平成 23 年度～) ・啓発チラシの配布を実施した。(平成 23 年度、全戸配布) ・自家消費野菜等の放射性物質の分析検査体制を整備した。(平成 24 年度～)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度に消費生活相談窓口を設置し、平成 24 年度から自家消費野菜等の検査体制の整備を併せて行い、それが定着している。 ・平成 23 年度に啓発チラシを全戸に配布し、悪徳商法等の対策に寄与した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度に消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当職員のレベルアップを図るため、研修等に参加する。 <p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家消費野菜等の放射性物質の検査体制を維持する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家消費野菜等の放射性物質の検査体制については、基金活用期間経過後においても、維持する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・自家消費野菜等の放射性物質の検査体制を維持する。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	矢吹町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費者への啓発事業を強化し、消費者被害を未然に防止するため消費者啓発チラシを配布し、地域住民の消費生活に関する関心を高めた。(平成 22 年度) 消費者の消費生活の安定を確保するため、高齢者及び若者向け、イベント時用にチラシ、メモ帳を作成し配布した。(平成 23 年度) 食への安心・安全を確保するため、放射能測定センターを開所し、消費者の身近なところで食品等の放射性物質を検査した。(平成 24 年度～平成 26 年度) 原発事故による風評被害払拭のため、「横浜 DeNA」ファンフェスティバルの際に米の試食サンプルを配布し矢吹産米の PR を行い、同時に今後の資料作りとしてアンケート調査を実施した。(平成 25 年度) 原発事故による風評被害払拭のため、姉妹都市三鷹における安全性 PR 及び販売イベントを行い、また同時にアンケートを実施し消費者と生産者との触れ合いの中でさらなる風評被害の払拭を図った。(平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 町内の全世帯およそ 5,000 世帯に平成 21 年に発足した消費者庁を周知するチラシを配布し、消費生活に関する関心を高めた。また、高齢者が被害にあう詐欺が多発していることから高齢者向けのパンフレットを敬老会にて配付し注意喚起を行った。 昨年に引き続き高齢者が被害にあう詐欺が多発していることから、親しみやすく覚えやすい落語の高齢者向けチラシを老人クラブにて配付し、詐欺被害を防止した。また、成人となり責任ある自立した社会人として自覚する際に、注意すべき悪徳商法について再確認していただきたいと考え、多発している被害についての対処方などがわかる若者向けチラシを成人式にて配付し、注意喚起を行った。また、悪徳商法や多重債務を身近に感じてもらい、日常生活で注意喚起を行うため、実用性のあるメモ帳を町の各種イベントにて 2,000 人に配布した。 放射能測定センター測定件数は、平成 24 年度 2,090 件、平成 25 年 1,213 件、平成 26 年 2 月末で 788 件となっている。通常

	<p>野菜や水等の検査が主だが、原発事故から 3 年経過し、セシウム 134 の半減期がおよそ 2 年のことから、山菜や茸などの測定が増えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風評被害払拭イベントにおいては、平成 25 年度に矢吹町出身の中畠監督と協力し、「横浜 DeNA」ファンフェスティバルで米の試食サンプルと全袋検査説明パンフレット、及びアンケート用紙を 5,000 人に配布し、安心安全でおいしい矢吹産米の PR を行った。アンケートには好意的な意見が多かったが、不安を抱いている消費者も多く、まだまだ対策が必要である。 ・ 平成 26 年度の風評被害払拭イベントにおいては、根強い風評払拭のため、長年姉妹市町として交流のある三鷹市においてイベントを行った。消費者と直接触れ合いアンケートを行っていく中で、言葉では表現できない消費者の気持ちを感じ、風評払拭の難しさを実感した。
<p>「地方消費者行政強化作戦」への対応</p>	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者行政研修及び放射能測定研修に出来る限り参加しレベルアップを図る。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
<p>消費者行政推進の方針</p>	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口の維持・強化。 ・ 職員のレベルアップ。 ・ 放射能測定センターの維持・強化。 ・ 風評被害払拭のための取り組み。 <p><u>＜平成 30 年度以降の方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射能測定業務においては、より効率的に測定を行えるよう精査し、基金活用期間経過後も放射性物質に関する問題が収束するまでは人員を確保し体制を維持する。 ・ その他各種消費者行政業務については、より効果的な事業を実施し、活用期間を経過した後も行う事業を精査していく。
<p>消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放射能測定業務においては、より効率的に測定を行えるよう内容を精査し、検査体制の充実を図る。 ・ 消費者被害の未然防止に努め、職員のレベルアップを図るべく研修に参加し、対応能力の向上を図る。

	<ul style="list-style-type: none">・ 根強い風評の払拭を図るため、根気強く PR 活動を行う。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	棚倉町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な啓発チラシ等の全戸配布やイベント等において、啓発活動を実施（H23～26 年度） 自家消費野菜等の放射能汚染検査に対応するために検査体制を整備した。（H25～H26 年度） アンテナショップやイベント等を活用して物産品等の安心安全の情報発信及び消費者との信頼関係の構築を図りながら風評被害の払しょくを目指した。（H26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 啓発活動により、消費者行政への取り組みが徐々に理解され始めている。 放射能検査を実施することにより、所有する畑等で栽培した野菜等が安心安全であることの確認につながっている。 アンテナショップやイベント等での活動により、生産者が消費者と顔を合わせ、会話することにより、リピーターが徐々に増えており福島の物産品の安心安全の PR に繋がってきている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口は設置済。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 専門相談員の設置は、町の規模が小さいため設置は難しい状況であり広域的な組織での対応も検討していく。 <p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> チラシの全戸配布やイベント等での啓発活動を継続していく。 自家消費野菜等の放射能検査を行い、住民の中にまだまだ根強く残っている不安の解消に向けて実施していく。 <p><u>＜平成 30 年度以降の方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業とも実施してきた事業の成果や効果、現状を確認し、事業内容を精査しながら事業を実施していく。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">チラシの全戸配布やイベント等での啓発活動を継続して実施し、さらなる住民の理解促進を図っていく。放射能検査を継続して実施することにより、住民の自家消費等野菜への不安解消及び放射能の正しい知識啓発に努めていく。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none">消費者行政施策の理解促進のため、防犯担当部署や教育委員会、福祉担当部署、社会福祉協議会等と連携していく。

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	矢祭町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のため啓発チラシを作成し、町内全戸に配布した。（平成 22 年度から） 食品の放射性物質を測定し、町民の安全・安心を図った。（平成 24 年度から）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 町民の消費者被害に対する意識が高まり、被害を未然に防ぐことに繋がっている。 年間約 1,000 件の食品の放射性物質を測定し、町民の安全・安心を図った。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度に消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 担当職員のレベルアップを図るため、県の研修に積極的に参加する。 <p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者教育に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施していく。 食品の放射性物質を測定し、町民の安全・安心を図る。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> より効果的な消費者被害未然防止事業に重点化しつつ、基金活用期間後も行う事業を精査していく。 引き続き放射性物質を測定するための人員を精査する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害未然防止のための啓発事業の強化を図る。 食品の放射性物質を測定し、町民の安全・安心を図る。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	塙町
-------	-----	------	----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため啓発チラシを作成し、町内全戸に配布した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・食品等の放射性物質の検査を行い、情報を提供し消費者の安全・安心を確保した。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・自家消費野菜等放射能検査事業では検査員を雇用し検査体制の整備を行った。(平成 25 年度～平成 26 年度) ・風評被害払拭のためモニター事業を実施した。(平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度から食品等の放射性物質検査事業を実施し、多くの町民が利用し安全の確認を行っている。 ・自家消費野菜等放射能検査事業では検査員を雇用し、検査のみではなく視察等を受け入れ、その説明などを積極的に活動を行った。 ・チラシ配布により消費者被害防止の意識付けができた。 ・平成 26 年度から実施している風評被害対策事業では都市部からのモニターツアー参加者が福島の安心安全について自らが体験することにより多くの方へ情報発進し、風評被害払拭につながり、さらには消費拡大に繋がっている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を設置済。 ・自治体職員が兼務で相談業務を実施している。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談業務研修会等に参加し質の向上を図る。 ・放射性物質検査業務の維持と自家消費野菜等検査員の研修への参加率 100% を目標とする。 <p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口は自治体職員が兼務で担うことで現状を維持する。 ・食の安全安心を確保するための取組として放射性物質検査事業を継続する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・自家消費野菜等放射能検査事業における検査員の雇用を継続する。 ・先進性・モデル性の高い事業である風評被害払拭のための取組について、効果的な事業を継続するため、事業主体を支援していく。 ・食の安心安全を理解してもらい風評被害を払拭するためモニターツアーを実施する。
	<p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害対策の啓発チラシ等の配布は自主財源化を目指す。 ・放射性物質検査事業については基金活用期間経過後も行う事業であるが、実施体制を含め内容について精査していく。 ・先進性・モデル性の高い事業については、29 年度までの実績に基づき、より効果的な取組を重点化しつつ基金活用期間経過後も事業が継続できるよう内容について精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害啓蒙のため広報活動を維持する。 ・食の安心安全を確保するため放射性物質検査事業を継続し、自家消費野菜等の検査体制と情報提供の維持を図る。 ・風評被害払拭の取組のため支援の継続を図る。 ・食の安心安全を理解してもらい、風評被害を払拭するため、モニターツアーを行う。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。 ・消費拡大、風評被害払拭のため、町内の各産業と連携し取組を強化する。

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	鮫川村
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 自家消費野菜等の簡易分析に係る検査体制整備のため、検査員 1 名を配備し、野菜等を安心して自家消費できるよう検査体制を整えた。(平成 25 年度～平成 26 年度) 自家消費野菜等の簡易分析に係る検査体制を充実させるため、消耗品の購入や検査機器のメンテナンスを実施した。(平成 25 年度～平成 26 年度) 消費者被害未然防止と情報提供のため、平成 22 年度は回覧板用バインダーを作成、平成 23 年度より年 2 回くらし安心安全だよりを作成し啓発に努めた。(平成 22 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度から自家消費野菜等の簡易分析に係る検査員を配備したことにより、放射性物質に対し安心して自家消費野菜等を消費できる体制が確立されている。また、検査機器は、毎年メンテナンスを実施しており、消耗品類も直ちに補充できる環境下にあることから、適正な運用が図れている。 平成 22 年度から実施している消費者被害の未然防止と情報提供によって、村内における消費者被害はほぼ発生しておらず、一定の事業効果を得ている。啓発により、住民には県消費者センターの存在が認知されており、被害にあった際も身近な相談窓口としての重要な役割を担っている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度、消費生活相談窓口を設置 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 各種相談員研修等への参加を検討 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 自家消費野菜等の簡易分析に係る検査員については、現人員を維持する。 機器増台による維持費用が増額する見込から、基金を積極的に活用できるよう、事業担当課との連絡を密にする。 消費者被害の未然防止のために情報提供を行う。関係機関との連携を密にし、対策を講じていく。

	<p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、基金活用期間を経過後も放射性物質に関する問題が収束するまでは、人員を確保し体制を維持する。 ・検査体制を充実させるために係る費用については、基金活用期間を経過後も、適正な運用を図れるよう支援する。 ・消費者被害の未然防止と情報提供を行う。啓発関連事業については、基金活用経過後も実施する事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・自家消費野菜等の簡易分析に係る人員を確保する。 ・自家消費野菜等の簡易分析に係る検査体制の充実を図る。 ・消費者被害の未然防止と情報提供を兼ねた事業を実施する。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課との連携を密にし、事業を実施する。

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	石川町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、啓発パンフレットを町内全戸に配布した。(平成 22, 24, 25, 26 年度) ・高齢者の消費者被害防止のため、町内の高齢者に高齢者向けの啓発パンフレットを配布した。(平成 23 年度) ・若者の消費者教育のため、新成人を対象に啓発パンフレットを配布した。(平成 23 年度) ・消費者の食の安心安全のため、放射性物質検査体制を整備した。(平成 24, 25, 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・重大な被害の発生がなかった。 ・被害を未然に防げた。 ・放射性物質検査により食への安心が確保できた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・役場窓口への「消費者相談窓口」表示による相談窓口の周知に努める。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修への積極的な参加に努める。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立した消費者育成のため、啓発資料の配布及び情報提供等に努める。 ・放射性物質検査についても安心が十分に確保できるまで取り組む。 <p><u>＜平成 30 年度以降の方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金活用期間を経過した事業については、予算の確保を図り、自主財源の範囲内で、効果的な取り組みに努める。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の知識及び対応能力向上ため、積極的な研修への参加に努める。 ・消費者被害防止及び消費者教育のための各種情報及び資料の提供に努める。

その他特記事項	
---------	--

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	玉川村
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 啓発用チラシを作成し、消費者被害防止のために敬老会や成人式にチラシを配布した。 消費者の食の安全・安心を図るため、消費者の身近なところで食品の放射性検査体制の整備を図った。
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口及び放射性検査体制を維持した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する研修会等へ積極的に参加し、知識を深める。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口及び放射性検査体制を維持する。 <p><u>＜平成 30 年度以降の方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 基金活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口及び放射性検査体制を維持する。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	平田村
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害を防止するため住民への啓発用パンフレットを作成し配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 消費者被害防止のため高齢者に出前講座の実施(平成 24 年度) 消費者の安心・安全を確保するため食品等の放射能簡易検査の実施
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のパンフレットの配布や高齢者への出前講座等を通して情報提供を行っており、消費生活に関する相談件数は、減少傾向にあるが、今後も継続して情報提供や関係機関と協力していく必要がある。 消費者の安心・安全を確保するため継続して放射能簡易検査を実施した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制（職員での対応） <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制強化（職員の研修） 放射能簡易検査員の研修参加 <p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者教育による消費者の安心安全の確保 消費者被害防止の啓発 放射能簡易検査の実施 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止の啓発 放射能簡易検査の実施
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する情報提供や出前講座の実施により消費生活相談の減少を図り関係機関と協力した体制の整備を図る。 消費者の安心・安全を確保するため放射能簡易検査の実施

その他特記事項	・ 関係各課との連携
---------	------------

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	浅川町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者啓発用の回覧版を作成し配布を行った。(平成 22 年度及び平成 26 年度) ・消費者行政啓発用うちわ、ポケットティッシュ等を作成し、敬老会、花火大会において啓発活動を行うほか防犯協会とタイアップして、月 2 回の JR 浅川駅前防犯活動において、乗降客への啓発活動を行っている。(平成 22 年度から平成 26 年度まで毎年実施) ・消費者啓発活動用反射ベスト(平成 23 年度購入)、啓発用ブルゾン(平成 24 年度購入)を購入し各啓発活動の際に着用し PR を図っている。 ・消費者の食の安全を確保するため、放射能測定室を設置し、消費者の身近な所での食品等の放射能検査体制の充実を図った。(平成 23 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を開始した 22 年度以降、なりすまし詐欺等の被害は発生していない。 ・食品放射能検査では平成 23 年度 543 件、平成 24 年度 1,481 件、平成 25 年度 590 件、平成 26 年度 416 件(3 月 5 日現在)の検査が行われており、食品の安全確保が図られて入る。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活相談窓口設置済み <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口の担当者を研修等に参加させ、スキルアップを図る。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者啓発用の回覧版、うちわ、ポケットティッシュ等を作成し、今後とも啓発活動を行う。 ・消費者の食の安全を確保するため、消費者の身近な所での食品等の放射能検査を実施する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者啓発活動については、平成 30 年度以降も自主財源に移行しながら事業を継続していく。 ・食品放射能検査体制については、今後の放射能の影響や検査件数を見ながら、事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者啓発活動については、事業を実施後なりすまし詐欺等の被害が発生していないことから、基金活用に関わらず事業を実施する。(平成 27 年度～平成 32 年度、その後自主財源化) ・食品放射能検査については、平成 23 年度放射能測定室を設置し、当初検査員 3 名、平成 26 年度から検査員 2 名体制で測定を行っており、今後事業を精査しながら継続していく。(平成 27 年度～平成 34 年度、その後自主財源化)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、庁舎及び関係機関との連携を密にし、全庁挙げて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	古殿町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活啓発パンフレットの作成（H23 年度） ・食品等放射性物質簡易検査事業 <p>食品等の安全・安心を確保するため、消費者の身近なところで食品等の放射性物質簡易検査を行った。</p>
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活啓発パンフレットを配布し町民の理解を深めた。 ・平成 23 年度に検査窓口を設置以来、食品等の検査を実施し、町民の食の安全を確保できた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H23 年度に消費生活相談窓口を設置済み ・ 毎年国の出前講座等を活用し、放射性物質や検査体制について啓蒙活動を行った。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種研修会に職員が出席しスキルアップを図る。 ・ 非破壊式検査機器の導入し、利用者の利便性向上を図る。 ・ 振り込め詐欺等新たな消費者問題に対応する解決力を強化する
消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を維持する。 ・ 放射性物質簡易検査窓口を維持する。 ・ 振り込め詐欺等被害防止のための対策を図る <p><u>＜平成 30 年度以降の方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を維持する。 ・ 放射性物質簡易検査窓口を維持する。 ・ 振り込め詐欺等被害防止のための対策を図る
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を維持する。 ・ 放射性物質簡易検査窓口を維持する。 ・ 現在の検査体制を維持し、食の安心・安全を確保する。 ・ 振り込め詐欺等被害防止のための対策を図る
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	三春町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の食の安全・安心を確保するため、食品等放射性物質を測定する検査所を 2ヶ所設置した。(平成 23 年度) ・検査結果について、広報やホームページなどでお知らせをした。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・検査員の知識の向上や対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、町内の全戸及び新成人へ配布した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・消費生活啓発用回覧板を作成し、行政区の回覧板として配布した。(平成 23 年度・平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度に検査所を開設し、検査件数は、9 月から 2,651 件、平成 24 年度には 7,392 件と増えたが、平成 25 年度には 5,071 件と減少した。 減少した原因としては、放射性物質の半減期に伴い、測定結果の数値が検出限界値以下になってきているため、測定する消費者が減った。 目的としては、食の安全・安心を確保することなので、消費者が測定しなくてもよいと判断して測定件数が減ることは、達成しているといえる。 ・平成 24 年度からの研修参加により、検査員の知識の向上や対応能力強化がされ、消費者からの質問等にも丁寧に応対することができ、疑問に思ったことはすぐに解決し、改善すべきところは改善するようになり、検査員のレベルアップが図られた。 ・啓発チラシを全戸配布し住民に消費者行政について周知を図ることにより、チラシを見て相談に来る方もいた。 ・消費者被害を未然に防ぐため、高齢者学級等での教材資料としてチラシを活用した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査所の設置済み ・総合生活相談窓口のひとつとして消費者相談窓口を開設し対応している。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質に関する研修や講義などへ積極的に参加し、レベルアップを図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な研修に関しては、検査員は全員受講すること。 ・消費者行政に関する研修等に参加し、研修してきた情報を他の職員へ周知しレベルアップを図る。 <p><u>＜政策目標4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成27年度から平成29年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査件数は、減少傾向にあるが検査する消費者がいる限り測定を行う。 ・消費者の疑問や不安についての窓口や情報発信の場として機能していくための、検査員の質の向上やレベルアップを図る。 ・住民に消費者行政について周知を図ると共に、消費者被害を未然に防止するための啓発・相談体制を強化する。啓発については基金活用期間経過後から自主財源化を目指す。 ・消費生活相談に関する研修に参加し、担当職員のレベルアップを図る。 <p>＜平成30年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品等放射能物質に対しての、消費者の考え方や状況によって事業の縮小を行う。 ・消費者行政については自主財源等での啓発を行う。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・検査所を維持する。 ・検査員の意識の向上や知識を身につけるなど、対応能力を強化させるため、研修参加の支援の継続を図る。 ・検査以外に、取りまとめたデータを活用し町民への情報が提供できる体制を整える。 ・自主財源でのチラシ作成又は無料チラシ等での消費者被害を未然に防止するための啓発を行う。 ・消費者相談に関する研修等に参加しレベルアップを図る。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	小野町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のためのパンフレットを対象者別（全世帯向け、高齢者向け、若者向け）に作成し配布した。（平成 22 年度） 消費者行政担当職員の対応能力強化のため、研修会に参加をした。（平成 22 年度～平成 26 年度） 法律専門家による無料相談会を開催し、消費生活に係る問題解決の機会の充実を図った。（平成 23 年度・平成 24 年度） 放射能簡易分析機器により食品の放射能分析を行うとともに、消費者啓発用パンフレットの配布及び無料法律相談会を行い、住民の安全安心を図った。（平成 25 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度に消費生活相談窓口を設置。相談件数は年に 1 ～ 3 件と少ない数値で推移しているが、法律専門家による無料法律相談会を開催し、相談の機会を提供している。 平成 22 年度より各種研修会へ参加しており、担当職員の相談対応能力の向上に努めている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度に消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 県や国民生活センターが開催する研修へ積極的に参加し、職員の相談対応能力向上を図る。 <p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する地域の身近な相談窓口として、相談体制を維持・強化するため、研修等により担当職員の対応能力の向上を図るとともに、年 1 回、弁護士等法律専門家による無料相談会を開催し、住民の消費生活に関する不安等の解消を図る。 被害防止啓発のため、チラシや広報紙等を活用し、効果的な取り組みを行う。 <p><u>＜平成 30 年度以降の方針＞</u></p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、基金活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。 ・啓発事業については、より効果的な周知ツールを活用しつつ、基金活用経過期間後も行う取り組みを精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を維持する。 ・担当職員の対応能力強化のため、研修会への積極的な参加を推進し、相談体制の強化を図る。(平成27年度～平成32年度、その後自主財源化) ・放射能簡易分析機器による食品の放射能分析を行い、住民の安全安心を図る。(平成27年度～平成35年度、その後自主財源化) ・年1回、弁護士等の法律専門家による無料相談会を開催し、より専門的な消費生活相談への対応体制を整える。(平成27年度～平成35年度、その後自主財源化)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、町内の連携を密にして、全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	広野町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自家消費野菜等の放射能検査機器の導入（平成 23 年度～平成 26 年度） ・消費者行政体制のため、専門家相談窓口を設置（平成 25 年度～平成 26 年度） ・消費者被害防止のための啓発チラシを町内各所に設置（平成 26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度に放射能検査機器を導入し、自家消費野菜等の放射能測定が可能となったことで、地域の安全・安心の確保に繋がっている。 ・平成 25 年度に専門家相談窓口を設置し、相談件数は設置前の 10 件未満に対し平成 25 年度の 56 件と大幅に増加した。また、平成 26 年 8 月末時点で 36 件と地域の相談窓口として定着しつつある。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度で専門家相談窓口を設置 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制を維持・強化するため弁護士等の活用により消費生活相談のレベルアップを図る。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家消費野菜等の放射能検査員の設置・維持 ・専門家相談窓口の設置・維持 ・地域の身近な窓口である専門家相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、弁護士等の専門家の増加・レベルアップを図る。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、基金活用期間後においても維持する。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">自家消費野菜等の放射能検査員の設置・維持（平成 27 年度～平成 32 年度）専門家相談窓口の設置・維持（平成 27 年度～平成 32 年度）
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	檜葉町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制確立のため、消費生活相談窓口を設置した。 消費生活相談担当職員の意識向上と対応能力強化のため、研修に参加させた。 消費者意識啓発のため広報チラシを作成し、町民全戸全世帯に配布した。
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度より消費生活相談窓口を設置した。都市部に比して消費者を取り巻く環境の多角化が進んでいない事等により、相談件数は年間数件程度と認知度にやや難があるものの、地域内ではほぼ唯一の相談窓口として大きな役割を担っている。 平成 24 年度より、担当職員の対応能力と意識の向上をめざし、研修への参加を実施した。これにより、以前は全く他団体に依存していた消費者問題への対応を、役場窓口にてある程度実施できる体制を作りつつある。 ・
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 担当職員の配置は、東日本大震災等への対応のため極めて流動的であり、相談体制の質を維持向上するために継続して研修を受講し、対応能力を具えた職員を増やす必要がある。国民生活センターが実施する研修を受講する事で、より多くの職員のレベルアップを図っていく。 <p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を設置・維持する。 町役場が最も身近な消費生活相談窓口であるという認識を住民に定着させるため、担当職員の対応能力と意識の向上をめざし研修受講を継続する。 消費者に対する問題提起と、相談窓口の情報発信を 2 本の柱として、チラシ等により住民に継続して啓発活動を展開する。

	<p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。 ・ 啓発活動については現状の定例的・画一的情報発信から展開して、より効果的な啓発を成すような手法を模索していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を維持する。(期間を定めず) ・ 消費生活相談体制の確立のため、担当職員の対応能力と意識の向上を進める。(平成 27 年度～平成 30 年度) ・ 消費者意識向上のため、啓発事業を継続して展開する。(平成 27 年度～平成 28 年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者問題を未然に防止するため、各種組織・団体と密に協力体制を構築する。

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	富岡町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・食品等に含まれる放射能を測定するための検査器を福島県より借受し、郡山市・三春町・大玉村・いわき市の各出張所と富岡町役場庁舎に測定場所を設置することで食に対する安全性の向上に努めた。(平成 24 年度～) ・上記検査器よりも有感なゲルマニウム半導体式核種分析装置を配備することで水などの検査についても実施した。(平成 26 年度～)周知用のチラシを作成し、全世帯を対象に配布した。(平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・検査依頼数については、H24 年度に 355 件、H25 年度 257 件 H26 年度 (11 月末現在) 260 件となっており、食品等の不安を解消する住民にとって身近な場所として定着している。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難時においては、担当窓口を産業振興課に設けると併に、放射能検査器設置場所担当と相互に情報交換を行っている。 また、仮設住宅担当課と協力により悪質な訪問販売に対する啓発を実施している。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・レベルアップ研修等への参加 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県や消費者庁等からの情報を周知する ・啓発活動を広く展開する ・放射能検査器測定員の人員確保 ・継続的な食品等の放射能測定によるデータ集積 ・レベルアップ研修等への参加 住民主体の消費者団体育成を支援する <p><u>＜平成 30 年度以降の方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難からの帰還目標年度となっているため、町内の各地域施設や公民館などに検査機器を復興関係補助金や放射能対策関係の独自基金を活用する等の対応で、更なる強化を図っていく

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・測定員を雇用し、放射能測定を行っており、その様な人材を核に自身で放射能に対する専門知識を身につけ一般の町民に広めていくような体制をつくり、事業の拡大を図りつつ、事業費の縮小を図っていく。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	川内村
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置した。(平成 24～26 年度) ・高齢者等の消費者被害防止のため、防災無線において啓蒙活動を実施した。(平成 24～26 年度) ・地域社会における消費者問題解決力の強化のため、食の安心安全を PR するべく、食を通しての放射能の啓蒙活動を実施した。(平成 23～26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を設置したが、相談件数としては定着していない事もあり、0 件だった。 ・避難から帰村したことにより、悪質な訪問販売等があり、消費者被害防止のため、防災無線で注意勧告を進めたことにより、未然に防げたものもあった。 ・点在していた食品放射能検査場を集約し、帰村者も増加してきていることもあってか、検査検体数も年々増加を図れることができ、それを取りまとめ住民に周知徹底することで、ある程度の効果を得られていると考えているが、引き続き実施していかなければならない。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターや、専属相談員の配置は困難な事から、広域連携を図り、空白地域の解消を図っていきたい。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面の消費生活相談員の配置が出来るまでの間は、放射能の食を通しての消費者への健康被害の啓蒙活動を実施先導となる相談員を育成していく体制を強化したい。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の身近な相談窓口として相談員の体制維持・強化体制を図っていきたい。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても体制維持・強化体制を図っていきたい。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図っていきたい。（平成27～29年度、その後自主財源等）
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	大熊町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 自家消費野菜等放射能検査事業 原子力災害による食品の放射能汚染に対する不安を解消する為、住民より持ち込まれた自家消費野菜を食品放射能測定システムにて検査し、結果を通知した。 (平成 24 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 食品放射能測定システムでの検査件数は、平成 24 年度の約 50 件超に対し、平成 25 年度は 33 件と減少した。しかし、平成 26 年度においては、4 月～10 月で 37 件となっており平成 25 年度の件数を上回っており、食品の放射能汚染に対する住民の不安が増大したと考えられる。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員のレベルアップの為、消費生活相談員研修等に積極的に参加する。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品放射能測定システムでの検査体制を維持する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品放射能測定システムでの検査体制については、基金活用期間経過後においても維持する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 食品放射能測定システムでの検査体制を維持する。 検査職員の 4 名体制を維持し、対応能力の向上を図る。 (平成 27 年度以降) 検査職員が放射性取扱関連の資格を取得し、対応能力の向上を図る。 (平成 27 年度以降)

	<ul style="list-style-type: none">町のホームページや広報等を使用し、住民に幅広く定期的な情報発信を行う。（平成27年度以降）
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	双葉町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費者が消費する食品等の安全・安心を確保するために、自家消費野菜等放射能検査事業による自家消費野菜等の放射能簡易測定を開始（平成 24 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 多くの町民が避難している仮設住宅の集会場所等 9 カ所に検査機器を設置し、随時検査を実施。 (実績) 平成 28 年度 28 件、平成 25 年度 26 件、平成 26 年 12 月時点 12 件。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 郡山支所に検査専従の職員を配置済。 検査に従事できる職員の育成。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 県主催研修会等に積極的な参加。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査体制を維持していく（基金活用） 消費者被害未然防止のための効果的な事業を精査していく。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金活用期間経過後も福島再生加速化交付金等を活用し事業を継続していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 検査体制の維持・充実を図る。（平成 27 年度～平成 40 年度） 消費生活相談員の配置・資格取得の奨励。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害を防止するため、各支所等との連携を密にしながら全庁挙げて対応していく。

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	浪江町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関するパンフレット作成 (H22 年度) 自家消費野菜等放射能検査事業に伴う人件費 (H25 年度～H26 年度) 自家消費野菜等放射能検査業務の整備 (H24 年度～H26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度に検査所を設置し、平成 24 年度の検査数は約 950 件だった。平成 26 年度はサンプル品も含め月約 150 件を測定しており、平成 26 年度 11 月時点で約 1050 件である。検査数が増加しており、食品検査が定着しつつある。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度当初で消費生活相談窓口を設置済。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 研修（市町村研修会等）等により相談員個々のレベルアップを図る。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 検査所、検査機器を維持・整備する。 研修（市町村研修会等）等により検査員個々のレベルアップを図る。 <p><u>＜平成 30 年度以降の方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 検査体制については、基金活用期間を経過した事業から順次自財源化を目指す。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 検査所、検査機器を維持・整備する。 検査員の対応能力強化のため、研修（市町村研修会等）参加の支援の継続を図る。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	新地町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<p>地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (消費者の安全・安心を確保するための取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士・行政書士による法律相談所を開設 ・食品の放射性物質測定
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の安全・安心の確保に取り組めた。 ・弁護士・行政書士による法律相談所を年間 24 回開設し、消費者の抱える問題の解決に取り組んだ。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u> 役場庁舎内に消費生活相談窓口の案内を掲示し、町職員が対応する。</p> <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u> 町担当者が研修会議に参加し、担当者の質の向上をはかる。</p> <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <p>法律相談所の開設、食品の放射性物質測定に継続して取り組む。 啓発チラシの配布等により消費者被害の未然防止に取り組む。</p> <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <p>法律相談所の開設、食品の放射性物質測定に継続して取り組む。 啓発チラシの配布等により消費者被害の未然防止に取り組む。</p>
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	法律相談所の開設、食品の放射性物質測定に継続して取り組む。 (平成 25 年度～平成 31 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福島県	市町村名	飯舘村
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の食の安心・安全のために食品放射能測定検査をおこなっている。(平成 23 年度～) ・啓発用パンフレットの購入 (平成 22 年度～平成 23 年度) ・職員用参考図書の購入 (平成 22 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の放射能を測定して、村ホームページ等で公表することで住民の方の安心・安全に大きく貢献している。 ・申込件数も毎年約 500 件と反響は大きい。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口設置済み <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・レベルアップのために研修等に積極的に参加 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の食品検査体制を維持する。 ・各行政区に検査機器を配備することにより、検査員を置かずして住民の方が自分で測定できる環境を整備する。 <p><u>＜平成 30 年度以降の方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の方自ら測定することにより検査員の削減等を行い、自主財源化しても維持していくような検査体制の構築。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区各集会所に検査機器を配備する。 ・当面現在の食品検査体制を維持する。(平成 29 年度目途)
その他特記事項	